

# 令和6年度 伊勢湾BCP協議会の活動報告

1. 伊勢湾BCPについて
2. 令和6年度の実施結果
3. 伊勢湾BCP等の改定
4. 今後検討が必要な事項

## 1. 伊勢湾BCPについて

- 1-1. 伊勢湾BCPの概要
- 1-2. 協議会の活動

# 1-1. 伊勢湾BCPの概要

## 伊勢湾BCPの目的

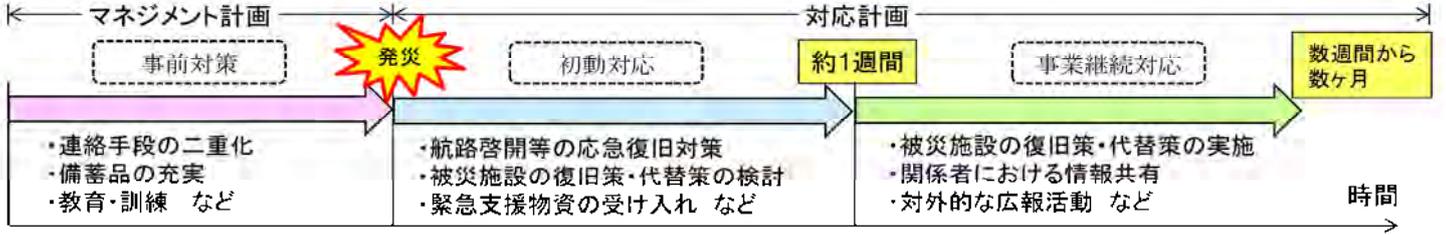
○南海トラフ地震等の大規模・広域災害に対して、伊勢湾内の広域連携※により緊急物資輸送や港湾物流機能の早期回復を実現することを目的として、伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)を策定  
 ※応急復旧に向けた航路啓開の優先順位、資機材の調達、機能回復情報の発信など、港湾相互の広域的な連携を図るもの



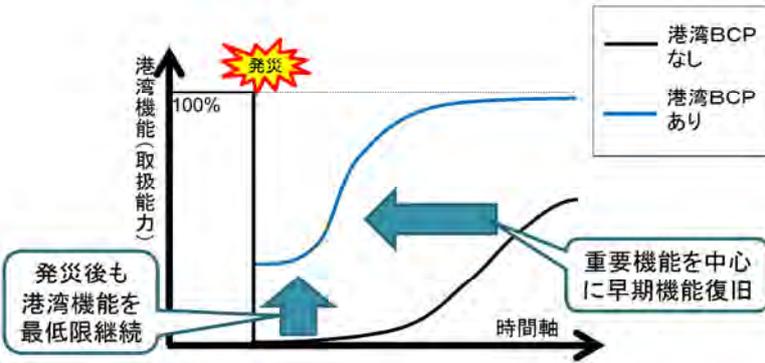
# 伊勢湾BCPに基づく対応

- 伊勢湾BCPの策定により発災後の早期港湾機能回復を目指す
- 耐震強化岸壁をはじめ、使用可能な公共岸壁までの緊急確保航路の啓開及び港湾内の啓開を行い、緊急物資輸送ルートを確認

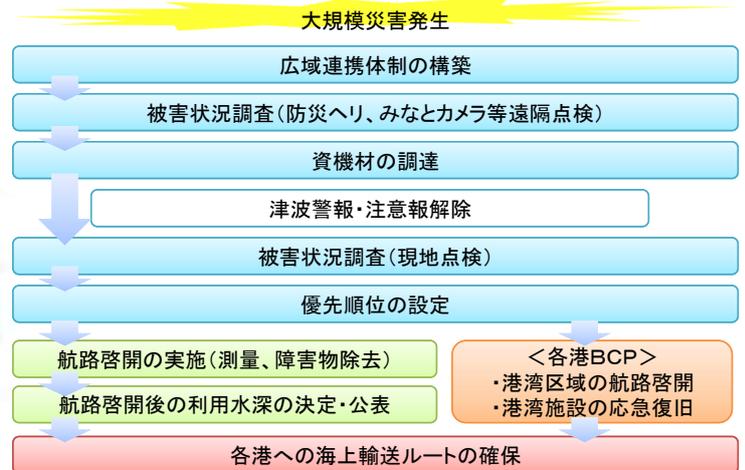
## BCPのイメージ



## BCPによる効果イメージ



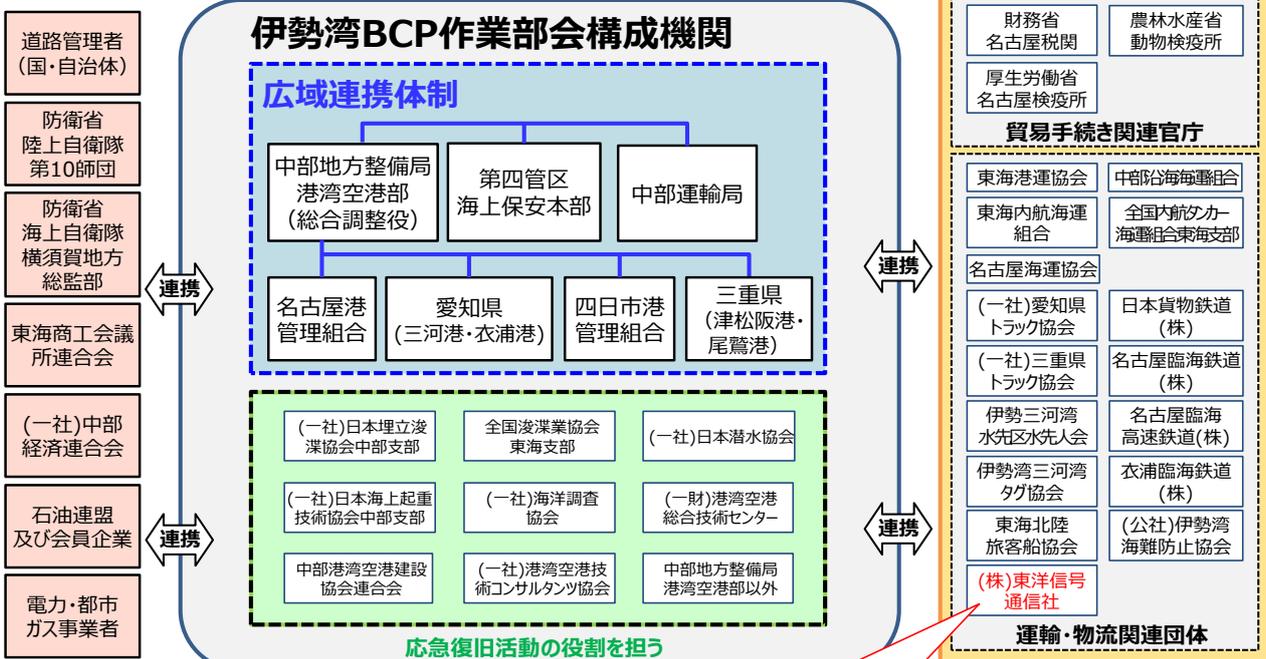
## 伊勢湾BCP計画手順概要



# 伊勢湾BCP協議会における連携体制

- 大規模災害が発生、または発生が見込まれる場合に設置
- 港湾相互の広域的な連携を図るために必要な情報共有、優先順位の設定、港湾相互の連携等の各種対応に向けた調整を行う

## 伊勢湾BCP協議会構成機関



※(株)東洋信号通信社を追記

物資輸送活動の役割を担う

# 伊勢湾の広域連携体制の行動計画

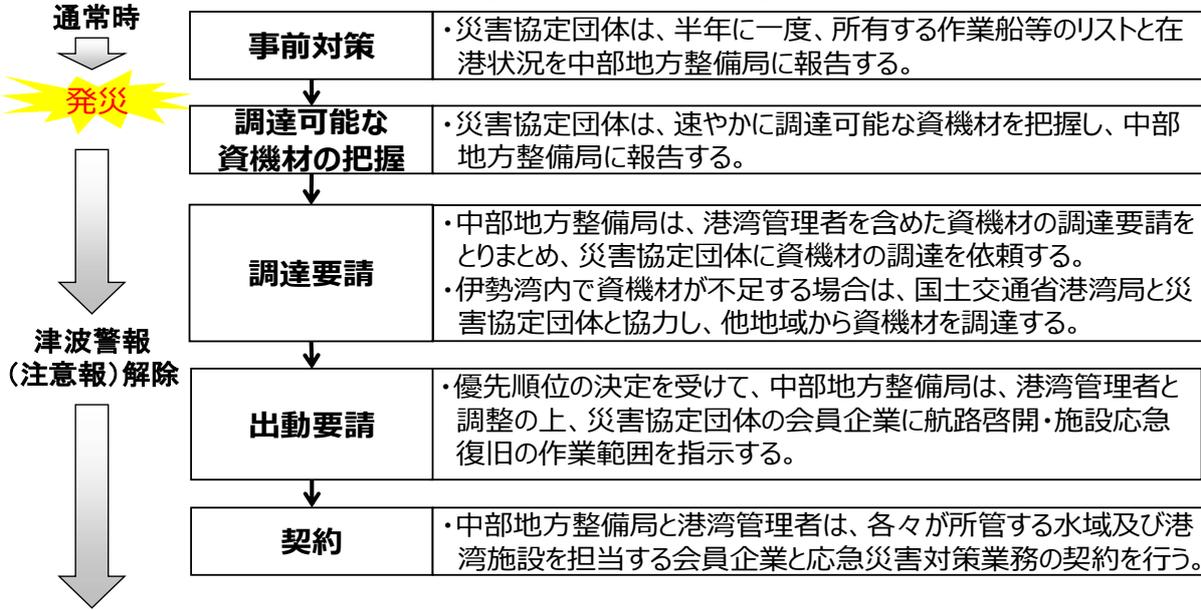
## ◆被害状況調査

- 協議会の構成機関は、速やかに被害状況等の情報収集を行う
- 津波注意報・警報解除前について、監視カメラやヘリコプター等の手段により情報収集する

## ◆資機材の調達

- 中部地方整備局は、包括協定に基づき、災害協定団体に資機材の調達を依頼する

### 【資機材の調達の手順】

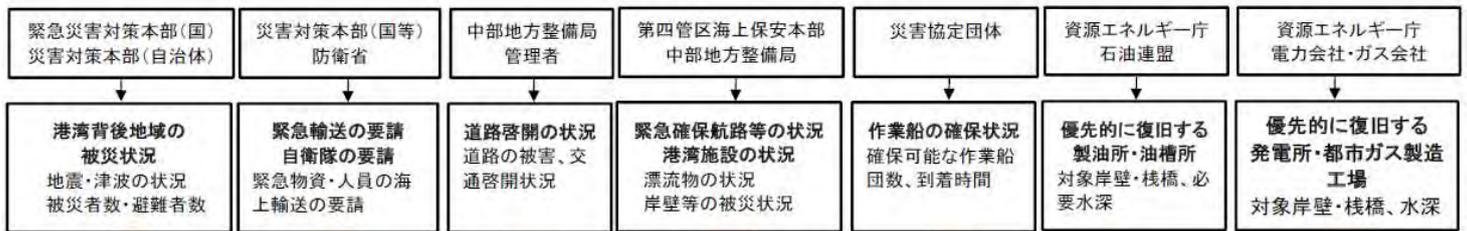


中部地方整備局の災害対策用ヘリコプター(まんなか号)

# 優先順位の設定

- 優先的に確保すべき海上輸送ルートについては、被災地の状況、国や自治体等の要請、道路の状況、緊急確保航路等・港湾施設の状況、作業船の確保状況、製油所・油槽所及び発電所・都市ガス製造工場等を総合的に勘案し、広域連携体制において協議・調整して決定

### 【優先順位設定の考え方】

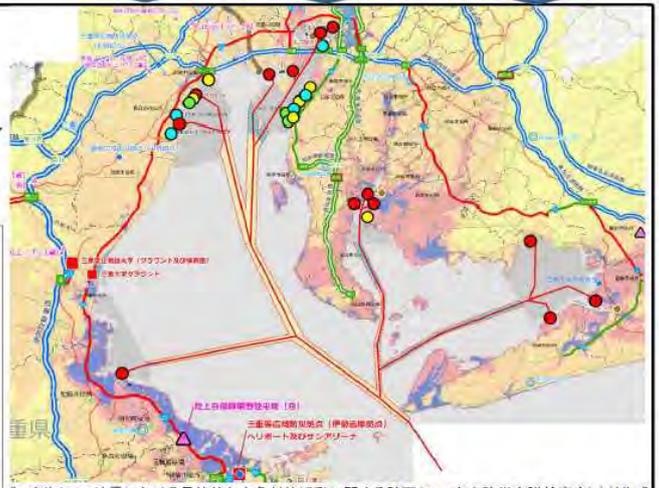
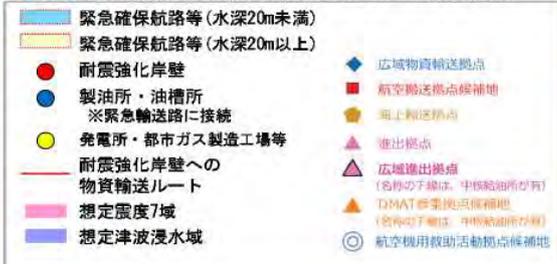


### 広域連携体制

**緊急確保航路等の優先順位**  
(優先的に確保すべき海上輸送ルートの協議・調整)  
広域連携体制において収集した情報を総合的に勘案し、復旧を優先する対象施設(耐震強化岸壁、製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場)と対象航路(港内航路、緊急確保航路等)を協議・調整して決定する。

各港湾BCPの目標  
岸壁の目標復旧時期、必要水深

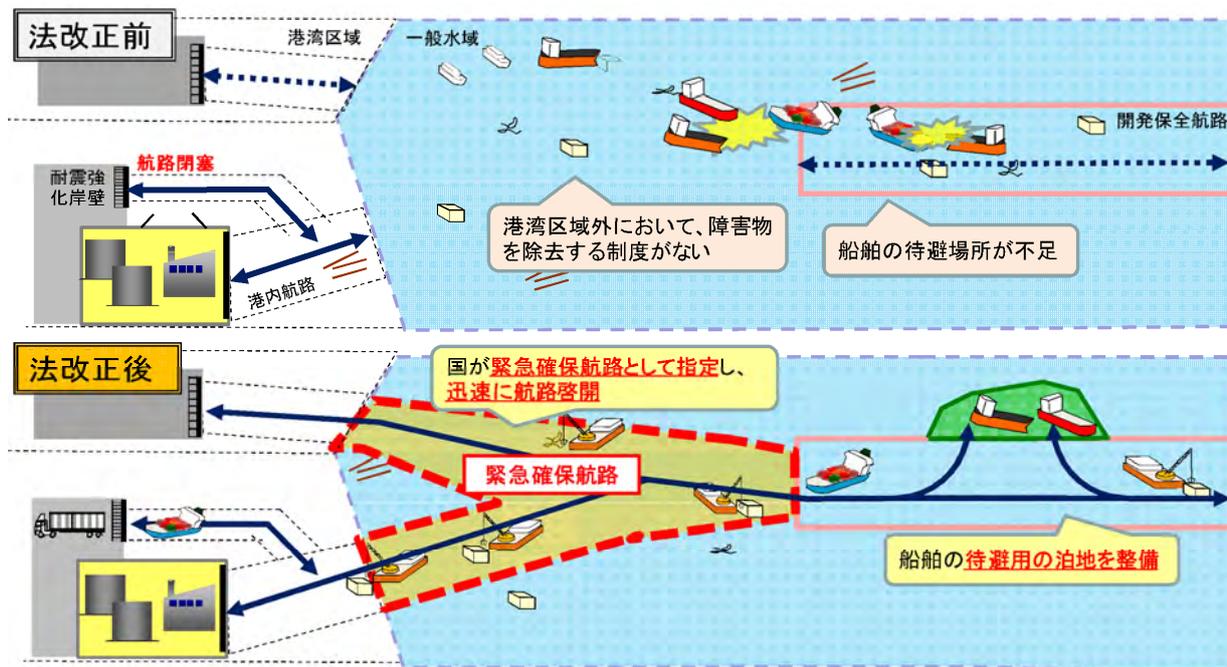
製油所・油槽所、  
発電所、都市ガス製造工場の航路啓開目標  
製油所・油槽所  
LNG火力発電所  
都市ガス製造工場



典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(R1.5中央防災会議幹事会)より作成

# 緊急確保航路について

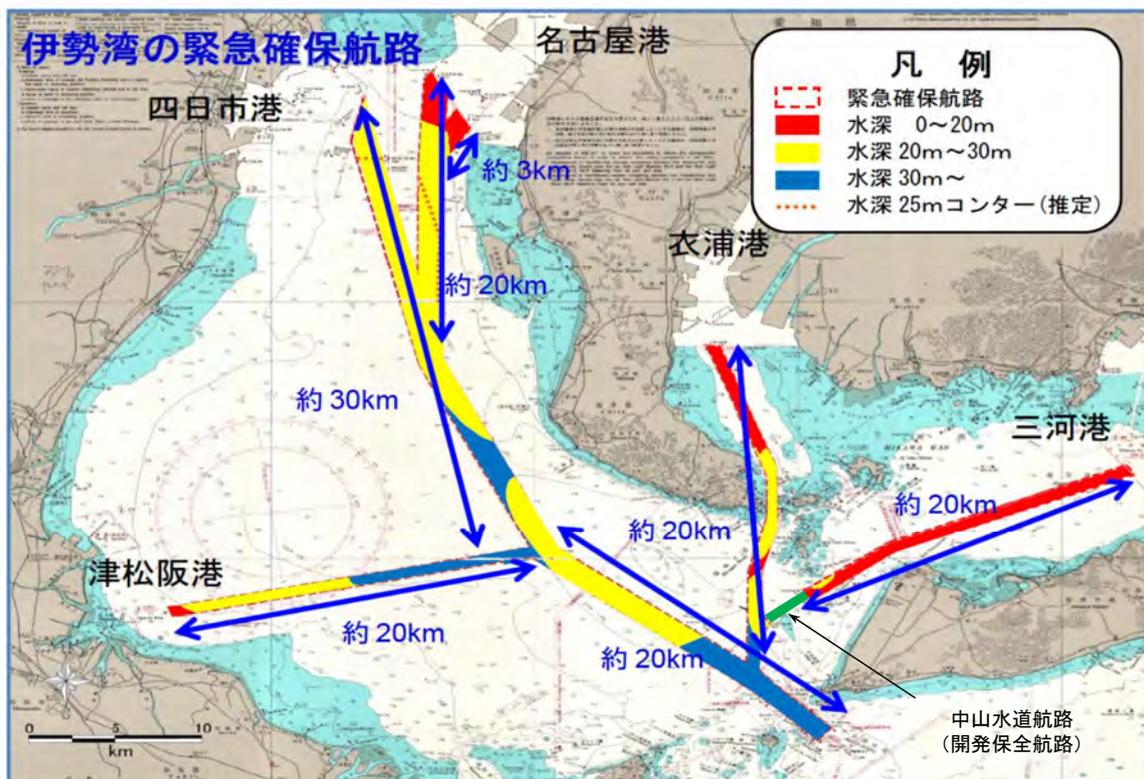
- 平成25年の港湾法の改正に伴い、非常災害時における港湾機能の維持に資するよう、船舶の待避場所として開発・保全できる航路及び国土交通大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定める制度が創設
- 平成26年東京湾、伊勢湾、大阪湾に緊急確保航路を指定
- 平成28年に瀬戸内海についても追加指定



法改正により、地震・津波発生時にも船舶の交通を迅速に確保

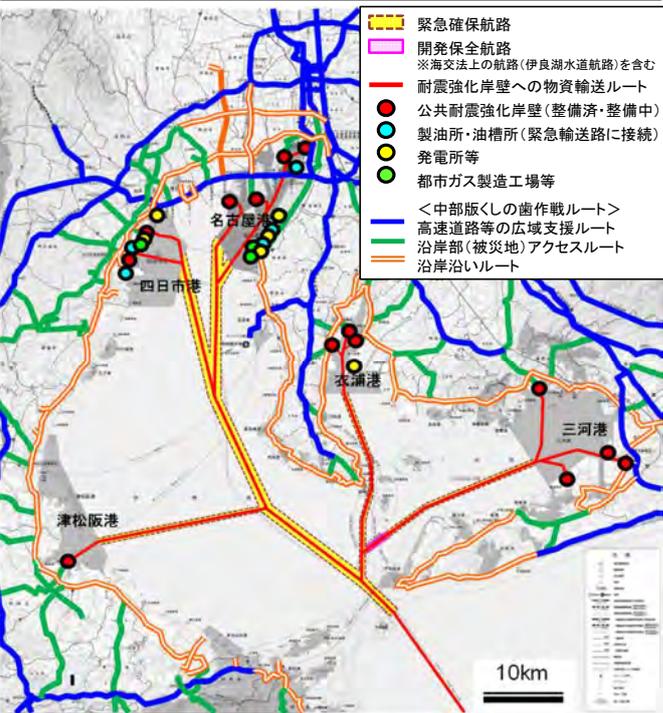
# 伊勢湾における緊急確保航路

- 伊勢湾においては津波流出物が狭隘な湾内の一般海域に滞留することで湾内各港への入出港が困難となり、港湾区域外においても航路啓開が必要となる可能性が高い
- このため、非常災害時に緊急物資を輸送する船舶の通航ルートとして政令指定し、国が迅速に障害物の除去を行う

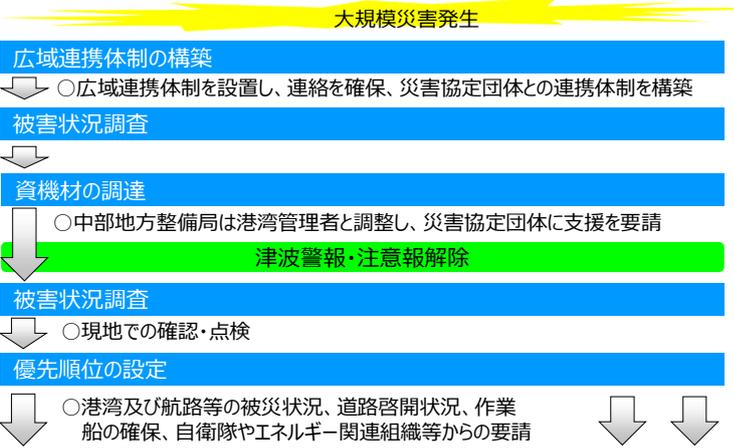


# 緊急物資輸送ルート確保の手順

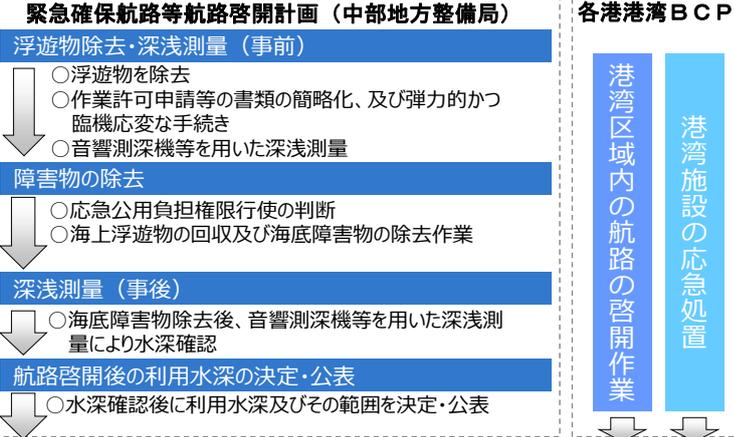
○耐震強化岸壁をはじめ、使用可能な公共岸壁までの緊急確保航路の啓開及び港湾内の啓開を行い、緊急物資輸送ルートを確認する



広域連携体制の行動計画(初動)



啓開作業



背後の道路啓開作業(くしの歯作戦)

湾内各港への最小限の海上輸送ルートの確保

緊急物資輸送ルートの拡充

携帯電話 概ね回復  
電気、固定電話 概ね回復  
水道 1ヶ月後 概ね回復

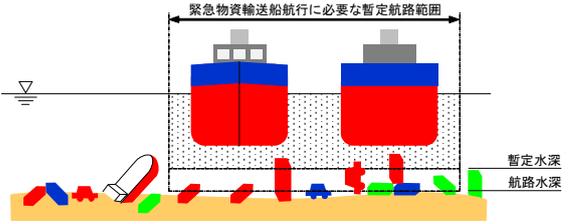
# 緊急確保航路等航路啓開計画

○大規模時災害時に緊急確保航路・開発保全航路の啓開を迅速に実施するため、広域連携による航路啓開の具体的な実施体制や手順を定めた

## ◆航路啓開範囲(緊急物資)

暫定水深、暫定航路幅の考え方  
緊急確保航路等における暫定水深と暫定航路幅は、緊急物資輸送を担うことが想定される船舶を参考に以下のとおりとする

暫定水深	9.0m	海上自衛艦「とわだ型」
暫定航路幅	200m(1L)	海上自衛艦「ひゅうが型」

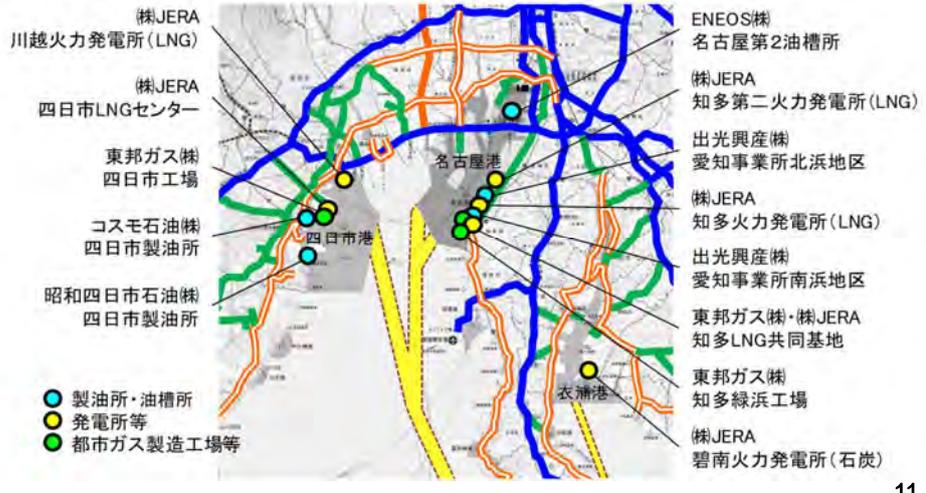


## ◆航路啓開の実施



## ◆航路啓開範囲(石油・石炭・LNG)

品目	品目	発災直後の受入れ・出荷に必要な船舶			対象港湾
		船種	総延長	必要水深	
石油	石油製品	内航タンカー	100m	-7.5m	名古屋港・四日市港
		外航タンカー	200m	-10.5m	名古屋港・四日市港
電力	石炭	石炭船	250m	-12m	衣浦港
ガス	LNG	LNGタンカー	345m	-13.2m	名古屋港・四日市港



○使用可能施設、暫定供用、船舶の交通制限等の海上交通情報を掲載した利用者への情報共有ポータルサイトを中部地方整備局HP内に開設

中部地方整備局港湾空港部ホームページトップ画面

中部地域港湾BCPポータルサイト画面

**名古屋港（一部供用）**  
（\*月\*日\*時現在）

**三河港（一部供用）**  
（\*月\*日\*時現在）

12

## 伊勢湾BCPの継続的改善

○定期的な教育・訓練の実施により関係者の連携体制を確認し、伊勢湾BCPの実効性向上と関係者の意識向上を図る

○伊勢湾BCP協議会は、伊勢湾BCPを継続的改善(PDCA)により有効で実効性の高い計画に改善

### ○実働訓練

・被害調査、航路啓開、緊急物資輸送等の実働訓練が考えられる。



航路啓開(漂流物回収)



岸壁緊急点検



オイルフェンスによる漂流物の囲い込み



緊急物資輸送

出典(左下): 関東地方整備局

出典(左上・右上): 南海トラフ巨大地震対策中部ブロック協議会広域連携訓練(H26.8)

### ○図上訓練

・情報伝達訓練、対策本部設置、優先順位の設定等の訓練が考えられる。



図上訓練実施状況1



図上訓練実施状況2

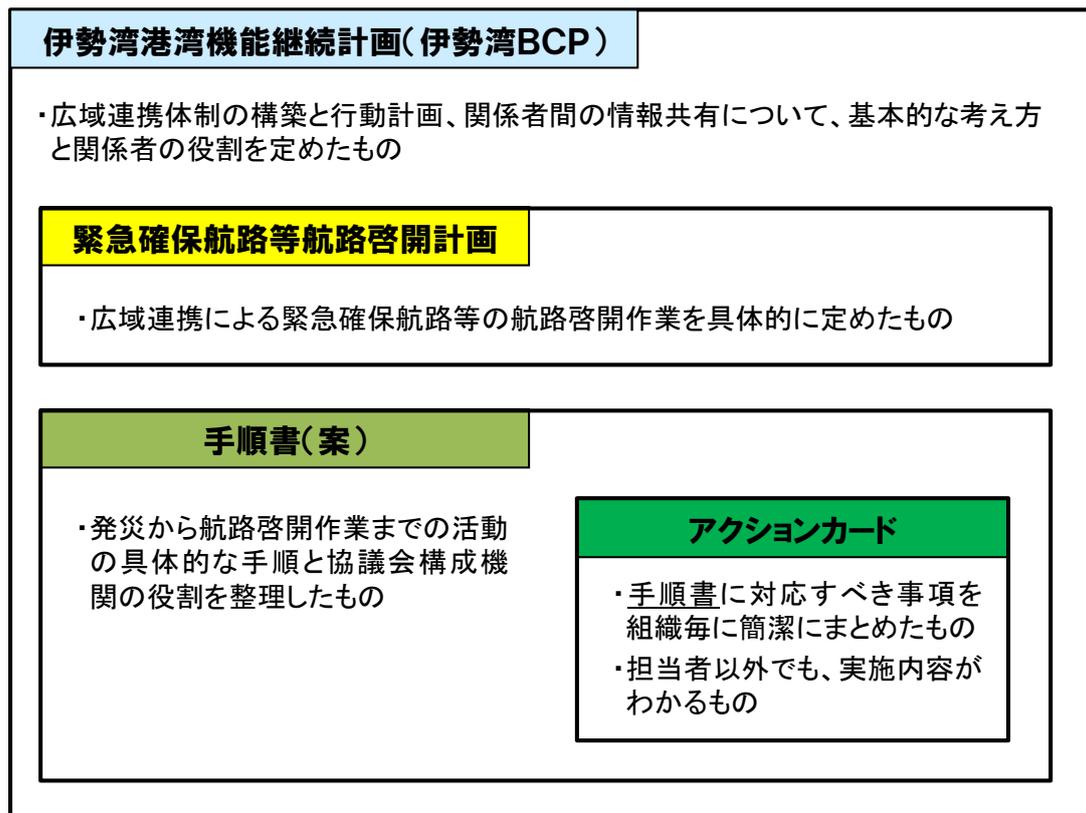
出典: 道央圏港湾における大規模地震・津波を想定した図上訓練(H26.2北海道開発局)

### 伊勢湾BCPの継続的改善のイメージ



13

## 伊勢湾BCP全体構成



計画策定年次

H27年度策定

〔伊勢湾BCP  
航路啓開計画〕

H30年度策定

〔手順書(案)〕

R3年度～検討

〔アクションカード〕

## 1-2. 協議会の活動

# 協議会の活動

## ◆活動の概要

○伊勢湾BCPの策定後、BCPの実効性向上を図るため、毎年協議会及び作業部会を開催し、教育・訓練や、そこで抽出された課題の検討を実施してBCP等を改定

	伊勢湾BCP協議会	作業部会
構成員	関係機関の代表者	関係機関の実務者
実施事項	活動計画及び活動結果の審議 伊勢湾BCP、航路啓開計画等の改定の審議	協議会が承認した活動計画に基づき、教育・訓練や課題の検討など実務を実施
開催頻度	年1回	年3回程度

## ◆活動の経緯

年度	活動内容
H26	・「伊勢湾の港湾相互の広域的な連携に関する基本方針」の策定
H27	・伊勢湾BCP、緊急確保航路等航路啓開計画の策定 ・伊勢湾BCP協議会の設置
H28	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・BCP等の改定(広域連携体制の行動計画など)
H29	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・BCPの改定(優先順位の設定、尾鷲港の追加など) ・手順書(案)の検討(連携体制の構築、資機材の調達、優先順位の検討)
H30	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・BCP等の改定(航路啓開の手順など) ・手順書(案)の策定(発災から航路啓開作業までの一連の手順) ・講演「港湾物流事業継続マネジメントのための手順書ー内容と意義ー」京都大学客員教授

16

# 協議会の活動

年度	活動内容
R1	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(緊急確保航路の啓開範囲、緊急時の情報伝達、揚収物の仮置場、被災時の作業能力) ・BCP、手順書(案)等の改定(航路啓開の実施体制など) ・講演「最近の高潮・高波災害とその防災・減災」名古屋大学教授
R2	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(大型台風への対応、緊急時の情報伝達方法、啓開状況等の情報発信) ・BCP、手順書(案)等の改定(大型台風への対応の追加など) ・講演「東日本大震災における東北地方整備局の対応」日本港湾空港建設協会連合会専務 ・第四管区海上保安本部等からの情報提供
R3	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(各港BCPとの連携、燃料油の確保、情報共有方法) ・BCP、手順書(案)等の改定(作業許可申請など) ・講演「東日本大震災の経験を踏まえて」日本大学客員教授 ・国土交通省港湾局からの情報提供
R4	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(アクションカード・浮遊物情報図の作成、揚収物仮置き場の選定方法、中期訓練計画など) ・BCP、手順書(案)等の改定(発災直後の情報提供者の明示など) ・国土交通省港湾局等からの情報提供
R5	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(アクションカードの作成・改定、防災情報サブシステム・浮遊物情報図の活用方法など) ・BCP、手順書(案)等の改定(関係者間の情報伝達・共有方法、推進課題の更新など) ・講演「東日本大震災での航路啓開等港湾BCPの記録」日本埋立浚渫協会東北支部長 ・国土交通省港湾局からの情報提供
R6	・協議会、作業部会(訓練を含む)の開催 ・課題の検討(作業船係留場所の確保、公表資料様式の作成) ・BCP、手順書(案)等の改定(エネルギー施設接続岸壁等の掲載、水深調査作業マニュアルの反映など) ・港湾管理者からの各港BCPの取り組み状況の報告 ・国土交通省港湾局からの情報提供

17

## **2. 令和6年度の実施結果**

**2-1. 令和6年度の実施概要**

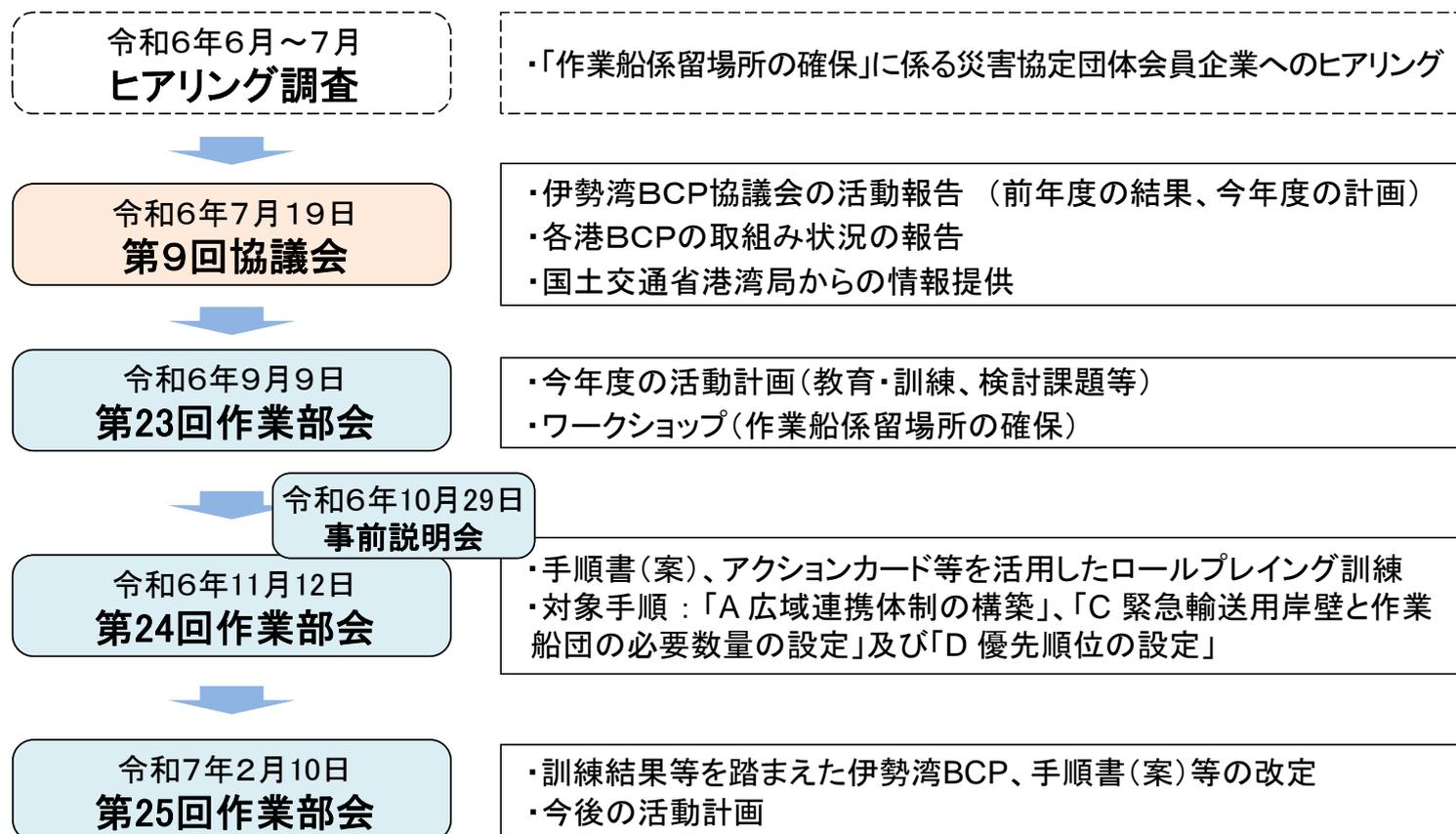
**2-2. 教育・訓練の実施結果**

**2-3. 各種課題への対応**

### **2-1. 令和6年度の実施概要**

# 令和6年度の実施概要

## ◆活動スケジュール



20

# 令和6年度の実施概要

## ◆活動内容

	実施項目
教育・訓練	①手順A「広域連携体制の構築」訓練（各機関の窓口確認） ・電子メール及び港湾防災情報システム※（情報共有機能）を使用して実施
	②手順C「緊急輸送用岸壁と作業船団の必要数量の設定」訓練 ・電子メール及び港湾防災情報システム（情報共有機能）を使用して実施
	③手順D「優先順位の設定」訓練 ・電子メール及び港湾防災情報システム（情報共有機能）を使用して実施
課題検討	①作業船係留場所の確保 ・災害協定団体へのヒアリングを実施 ・作業船係留場所の選定条件、候補地を検討（作業部会においてワークショップを開催）
	②公表資料様式の作成 ・被害情報、航路啓開情報を公表する様式を検討

※システムの名称を「防災情報サブシステム」から「港湾防災情報システム」に変更

21

## 2-2. 教育・訓練の実施結果

22

### 教育・訓練の概要

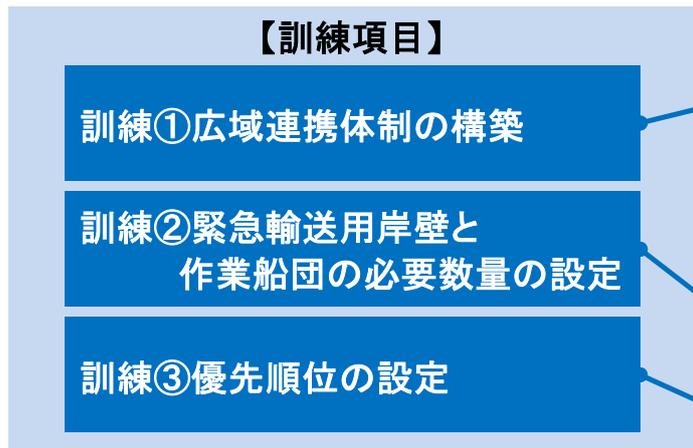
#### ◆訓練の目的、実施内容等

目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時に伊勢湾BCPに定める「広域連携体制の行動計画」を円滑に実行できるようにする(構成員の柔軟な対応力、スキルの向上)</li> <li>・訓練により改善点を抽出し、伊勢湾BCP等へ反映する</li> </ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練参加者は、訓練シナリオに基づき、情報の伝達や方針の検討・調整を実施</li> <li>・Web会議システムを使用(各機関の事務所から参加)</li> <li>・手順書(案)、アクションカード、防災情報サブシステム等の各種ツールを使用</li> <li>・訓練参加者の他に各機関、可能な範囲で評価者を設定して頂き、訓練の実施状況を評価</li> </ul>
参加機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会の構成員</li> </ul>
実施内容	訓練① 手順A <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>広域連携体制の構築</u>」(各機関の窓口確認)を電子メール及び防災情報サブシステム(情報共有機能)で実施</li> </ul>
	訓練② 手順C <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>緊急輸送用岸壁と作業船団の必要数量の設定</u>」を電子メール及び防災情報サブシステム(情報共有機能)で実施</li> </ul>
	訓練③ 手順D <ul style="list-style-type: none"> <li>・「<u>優先順位の設定</u>」を電子メール及び防災情報サブシステム(情報共有機能)で実施</li> </ul>

23

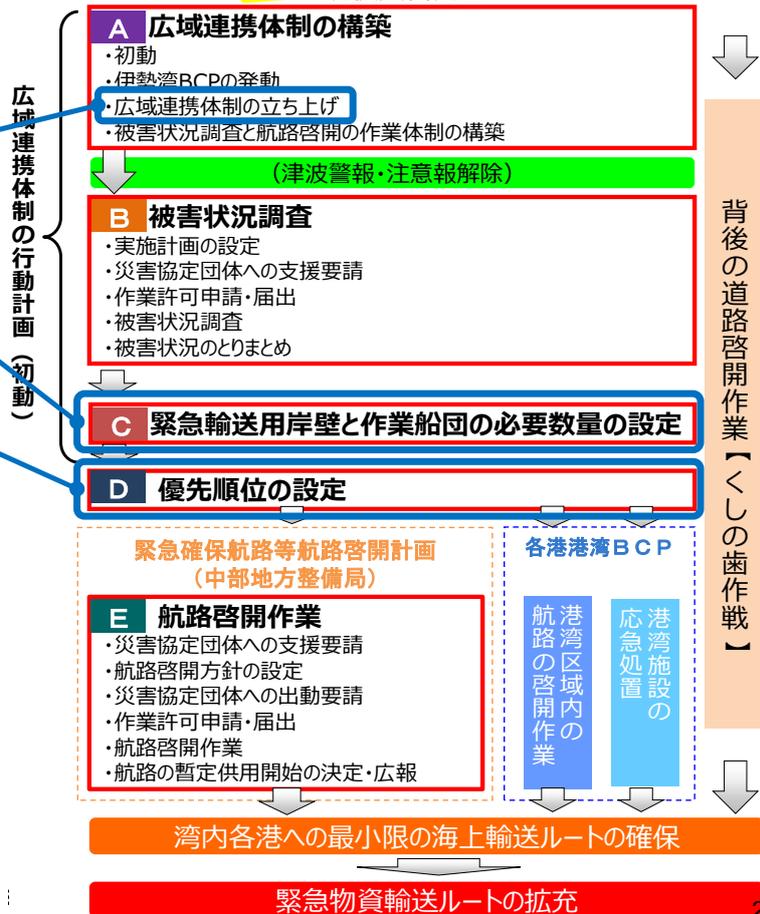
# 教育・訓練の概要

## ◆ 訓練項目と対象手順



「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)、台風情報等の発表

大規模災害発生



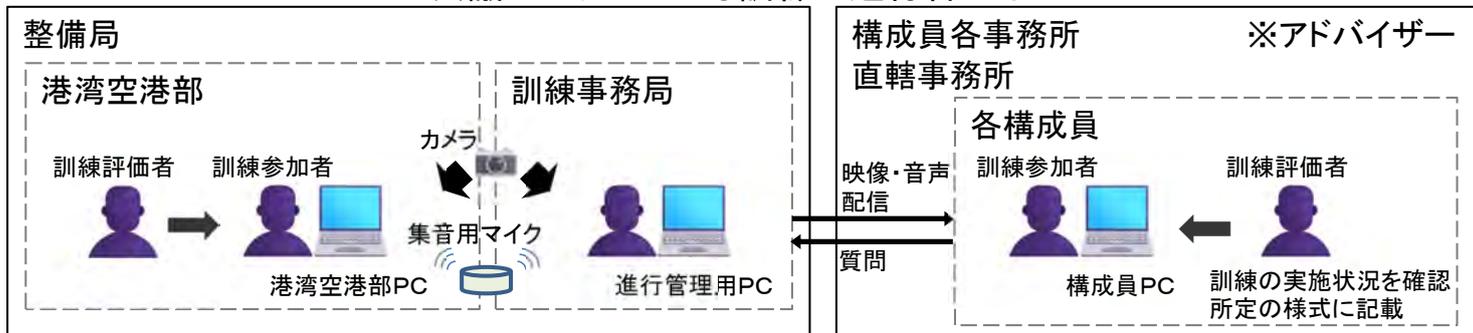
# 教育・訓練の概要

## ◆ 訓練の実施方法

- ・訓練参加者は、各機関の事務所から訓練に参加
- ・訓練での情報伝達は、電子メール及び港湾防災情報システムを使用
- ・訓練の進行管理は、Web会議システムを使用

訓練会場	参加者	使用ツール	訓練の進行管理手段
港湾空港部直轄事務所	港湾空港部直轄事務所	港湾空港部PC 直轄事務所PC	Web会議システム
構成員各事務所	第四管区海上保安本部 中部運輸局 港湾管理者 災害協定団体 中部地方整備局防災室・河川部・道路部 ※アドバイザー	構成員PC	

Web会議システムによる訓練の進行管理イメージ



# 教育・訓練の実施結果

## ◆ 訓練の実施状況

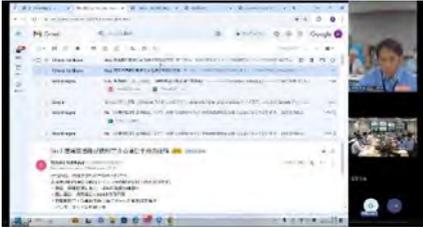
日時: 令和6年11月12日(水) 13:30~15:30  
 会場: 中部地方整備局丸の内庁舎(2階防災センター)、構成員各事務所  
 参加者: 伊勢湾BCP協議会作業部会の構成員



整備局会場の状況



主催者による開会挨拶



Web会議システムによる共有画面



アドバイザーによる講評



## ◆ 訓練評価者による評価結果

- ・各機関の訓練評価者が、自組織の訓練参加者が実施すべき手順の実施状況を評価した。
- ・評価の結果は、ほぼすべての手順が「概ね実施できた」と評価された。

※「実施できなかった」と評価された手順は、訓練事務局からの付与情報メールが迷惑メールと判断され、内容を確認できなかったことによるもの。

# 教育・訓練の実施結果

## ◆ 訓練参加者からの主な意見等：アクションカード

構成機関	分類	意見等	対応案
港湾管理者	タイムフローの作成	・アクションカードで何時間以内に対応すべきか確認するためにも、タイムフローがあると分かりやすい。	・アクションカード等には、各手順の実施時期を目安として掲載している。手順書の活動フローにも実施時期を掲載する。
第四管区海上保安本部	メールと該当カードの紐づけ	・担当窓口の設定では、港湾空港部からのメール連絡によりアクションカードを使用して対応を行ったが、港湾空港部からのメールに該当するカードの番号を記載し、メールと該当するカードを紐づければ、より状況を把握しやすいものになる。	・港湾空港部からのメールに該当するカード番号を掲載する。
直轄事務所	港湾防災情報システムへの情報の入力方法の掲載	・港湾防災情報システムに入力するルールをアクションカードに反映し、必要な情報をシステムに確実に入力してもらえるように工夫した方がよい。	・港湾防災情報システムへの情報の入力方法をアクションカードに掲載する。
港湾管理者	代替のアクション	・1つのアクションが実施できないとその後のアクションが滞る可能性がある。代替のアクションを用意してもよいのでは。	・今後、アクションが滞る可能性の有無を確認し、必要に応じてカードの改良など対策を検討する。
災害協定団体	カードの分かりやすさ	・全体的に分かりやすくなっているが、訓練が始まるとアクションカードの手順のどこなのかが分かりにくく、対応に時間を取られた。	・今後もアクションカードを使用した訓練を実施し、改善を検討していく。
直轄事務所	誰でも使えるカードへの改善	・アクションカードは、参集した職員が誰でも分かりやすく使えるようにしないといけない。簡素化が必要である。	
第四管区海上保安本部	アクションカードのカスタマイズ	・アクションカードをシンプルなものに変更した場合、港湾空港部に変更内容を報告する必要があるか。	・カードの変更内容を港湾空港部に報告いただき、共有していきたい。

# 教育・訓練の実施結果

## ◆ 訓練参加者からの主な意見等：港湾防災情報システム

構成機関	分類	意見等	対応案
災害協定団体	システムの不具合	<ul style="list-style-type: none"> <li>Web会議に接続後、システムにログインするとWeb会議の接続が不良となった（Web会議は再接続で回復）。システムへの再接続時、アクセス集中のためか接続ができない状態があったが、接続後は安定していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの作成者に不具合の状況を報告し、以下の回答があった。</li> <li>【システム作成者の回答】</li> <li>今回不具合が起きた原因としては、訓練を実施した同日(11/12)に別機能とのサーバー間通信の改修作業を行っていた。上記が要因で、データ処理が蓄積し遅延していた。そのため、アクセスが集中して不具合が発生したということではない。</li> </ul>
港湾管理者		<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス集中でシステムが不安定になれば、混乱の原因になる。改善が必要。</li> </ul>	
港湾管理者		<ul style="list-style-type: none"> <li>データ共有機能等を一度開くとトップ画面に戻ることができない。「戻る」等のタブを追加するとよい。</li> <li>キーワードの入力は、選択式にすると効率的である。</li> </ul>	
第四管区海上保安本部	画面の更新機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ共有機能は、自動更新としていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの作成者に各種機能に関する意見等を報告した。データ共有機能画面での戻る機能追加やシステムの自動更新、地図レイヤー設定の画面を切替ると設定前の状態に戻るため維持する機能について、改善を要望した。</li> </ul>
直轄事務所		<ul style="list-style-type: none"> <li>データ更新を行う作業が分かりにくい。更新ボタンを追加してはどうか。</li> </ul>	
第四管区海上保安本部	チャット機能等の追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時は一つの端末で複数情報の確認が想定される。港湾空港部への情報伝達は、システムで可能(チャット機能等の追加)となるよう改修いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【システム作成者の回答】</li> <li>今後の改良項目の候補として、検討していく。</li> </ul>
港湾管理者	スマートフォンでの閲覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンでの表示も意識すると更に使いやすくなると感じた。</li> </ul>	
第四管区海上保安本部	他機関システムとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>当庁で運用している海しる(海洋状況表示システム)と連携ができれば、効率的に情報共有ができる。</li> </ul>	

28

# 教育・訓練の実施結果

## ◆ 訓練参加者からの主な意見等：港湾防災情報システム

構成機関	分類	意見等	対応案
第四管区海上保安本部	情報伝達手段の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達の漏れを防ぐため、メール又はシステムのどちらかで実施すればよいといった運用を希望する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報伝達手段は、一定のルールを定めておきたい。災害時は、各機関の状況に応じて使用可能な手段で情報伝達を実施いただいかまわない。</li> </ul>
災害協定団体	定期的なシステムへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用しやすいシステムである。システムに定期的にアクセスして慣れることが、スムーズな対応につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後もシステムを使用した訓練を実施し、システム操作に慣れていただく。</li> </ul>
直轄事務所	システムの名簿画面の使い方	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの「名簿画面」は、どのような使い方をするものなのか不明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、協議会内での活用を検討する。</li> </ul>

29

# 教育・訓練の実施結果

## ◆ 訓練参加者からの主な意見等：優先順位検討表及び検討図

構成機関	分類	意見等	対応案
災害協定団体	優先順位の決定方法等	・検討条件(検討項目)に該当する丸の数で優先順位を決定する方法は短絡的である。各項目の性質や災害対応時の重みが異なる。	・今後の検討課題として、優先順位の検討条件(検討項目)の重み付けなどを検討する。
港湾管理者		・災害時に優先順位を担当が判断することは困難。担当が優先順位の妥当性を判断できなかった場合、港湾空港部の判断に従うのか、全機関が納得するまで検討を繰り返すのか。	
直轄事務所		・優先順位の設定は議論が必要。トップダウンでの意思決定も必要かもしれない。	
港湾管理者		・災害時に優先順位検討図への詳細な情報の反映(記入)が可能であるか疑問。	
港湾管理者	道路情報の記載方法	・道路情報は「●●自動車道通行止め」とあっても、迂回できる場合は、「大型車迂回路あり」、「トレーラ通行不可」等の記載が必要であるが、記載が増えると分かりにくくなる。各自治体では災害対策本部を立ち上げ、整備局ともリエゾンを通じて情報を共有するので、道路情報はそちらの情報を使うことが考えられる。	・道路情報は、通行止めの区間や車種による通行制限などの情報も掲載する。
第四管区海上保安本部	優先順位の協議・調整における参集	・優先順位の協議・調整方法は、電子メールや参集とあるが、発災後48時間以内では交通がマヒして参集困難が予想される。参集(Web会議システムを含む)等とすることを検討いただきたい。	・今後の検討課題とする。

30

# 教育・訓練の実施結果

## ◆ 訓練参加者からの主な意見等：その他ツールの活用

構成機関	分類	意見等	対応案
災害協定団体	情報の共有方法	・Web会議や港湾防災情報システムは迅速な情報収集に有効であるが、Webでの参加機関には検討過程がブラックボックスとなり情報共有ができない。情報の種類によっては、ホワイトボードを使用して状況の変化を共有しないと結果的に検討・調整に時間を要することにならないか。	・情報の共有方法を検討課題とする。
港湾管理者	メールの送信速度	・本日の訓練では、Webで「今メールを送信した」との口頭伝達があり、その後メールを受信するまでにタイムラグがあり、災害時の課題と感じた。	・災害時はメールの送受信に多少タイムラグがあることを想定した上で活動を実施する必要がある。メール送信の一時保留機能(誤送信対策)を導入している機関では、必要に応じて送信保留を解除する方法をとることも検討いただきたい。
直轄事務所		・災害時にメールの送信速度を上げることができると対応がしやすい。	
直轄事務所	連絡体制表の更新	・メール送信された連絡体制表にパスワードがかかっており、パスワードの確認に時間を要した。	・港湾空港部より連絡体制表を送信する場合、パスワードをメール本文に明示する。
第四管区海上保安本部	使用可能な通信手段の報告	・使用可能な通信手段は、事前に通知していることから、通知済み連絡先が使用不可の場合に代替手段を連絡をすれば、省力化を図ることができる。	・通知済みの連絡先が使用不可の場合のみ連絡するとした場合、被災により連絡がとれない状況にある機関を確認できなくなる可能性があるため、各機関は窓口担当者で使用可能な通信手段を連絡をいただきたい。

31

# 教育・訓練の実施結果

## ◆訓練参加者からの主な意見等：訓練

構成機関	分類	意見等	対応案
災害協定団体	パソコンの複数準備	・Web会議、港湾防災情報システム、メールを使用する場合、パソコン1台では対応できない。訓練当日は2台で対応した。	・訓練では、災害時を想定し、パソコンなど必要な機材を可能な範囲で準備いただきたい。
港湾管理者	緊急輸送用岸壁の設定訓練	・訓練では、事前に被災状況や使用可能な岸壁などを判断するために必要な資料を用意いただいたが、これらを判断するための訓練も有意義である。	・今後の訓練内容の検討にあたり参考とする。
港湾管理者	訓練の進め方	・訓練時間の制限上、仕方がないが、進行が早くて、ついていけない手順があった。	・今後の訓練の実施検討にあたり参考とする。
災害協定団体	各港BCPとの連携	・各港BCPとの連携は従前から課題である。協定団体の多くは各港BCPの構成員も兼ねており、伊勢湾BCPと各港BCPの事務局からの支援要請が輻輳・混乱する懸念がある。	・大規模災害時には、港湾空港部が調整役となり、各港の港湾管理者と連携を図り、被害調査や資機材調達、方針決定、啓開作業等を実施していくことになる。協定団体への支援要請が輻輳し混乱することがないように、港湾管理者との連携や調整を十分図っていく。
港湾管理者	訓練の流れの明示	・事務局から付与情報をメールでいただいたが、本機関が回答すべき内容であると理解するまでに時間を要した。訓練の流れとして「条件メール送付→港湾空港部窓口開設メール送付→機関側窓口報告メール返信」といった形で事前に明示していただけるとよい。	・今後の訓練では、訓練の流れについても丁寧に説明していく。
中部運輸局	説明会欠席者へのフォロー	・事前説明会に参加できなかったが、欠席者に対するフォロー(事前説明会の要点を記載した資料送付等)があるとよい。	・今後の訓練実施において、説明会欠席者に対するフォローを検討する。

32

# 教育・訓練の実施結果

## ◆訓練参加者からの主な意見等：訓練

構成機関	分類	意見等	対応案
第四管区海上保安本部	訓練の実施方法	・被害状況は、事務局が用意した情報をシステムに登録したが、訓練効果を上げるため、各機関が被害状況等を用意し、ある程度ブラインド形式で実施することも必要である。	・今後の訓練実施において、参考とする。
直轄事務所		・初期のフェーズでは、各港において避難勧告、その後の港の状況において航泊禁止措置が各港長からなされることから、これら情報も共有する必要がある。	
直轄事務所	メール等が使用できない場合の対応	・訓練とはいえ、少人数での対応はキャパオーバーとなる可能性が高いため、複数人で業務を分担するなどして実施したほうが効率かつ迅速に対応ができる。	・そのような状況下での訓練実施も検討していく。
直轄事務所	港湾管理者との連携	・事務局から適時現在の状況の説明があり、進捗状況が分かりやすかった。	・短時間の訓練のため、各手順に十分な時間がとれなかった面もあるが、今後の訓練では、決められた手順に従い、各機関が連携して対応することを確認していきたい。
		・メールやシステムが使用不可の場合、混乱することが想定される。	
		・今回の訓練では、港湾管理者と直轄事務所での報告内容の調整がなされた港湾とそうでない港湾が見受けられた。災害時には、港湾管理者と直轄事務所との調整が必要であり、その方法の確認など連携体制の構築が必要である。	

33

# 教育・訓練の実施結果

## ◆訓練参加者からの主な意見等：訓練

構成機関	分類	意見等	対応案
直轄事務所	実践的な訓練の実施	・訓練参加者の多くはメールの返信内容を事前に用意し訓練で送信するだけにしていく気がする。本機関では一切そうせずにリアルにメールを送信し、時間がかかった。訓練で実施できない事案もあり、災害時には想定以上に混乱し時間を要することを訓練で想定してはどうか。	・事前に訓練内容を確認し準備いただくこともひとつの訓練であるとする。今後の訓練では、より実際に近い状況をつくり、訓練を実施するなど実践的な訓練となるように検討していく。
災害協定団体	継続的な訓練の実施	・訓練の繰り返しにより、対応の熟度をあげていきたい。引き続き訓練の実施を依頼する。	・今後も継続的に訓練を実施し、関係者の対応力の向上を図っていく。
第四管区海上保安本部	構成機関訓練と連携した訓練の実施	・第四管区では定期的に地震災害対策本部運営訓練を実施している。来年度以降、当本部と伊勢湾BCP作業部会が連携した訓練の実施を調整できればと思う。	・海上保安本部訓練と連携した訓練実施を検討していきたい。

## ◆訓練参加者からの主な意見等：その他

構成機関	分類	意見等	対応案
災害協定団体	測量船確保の留意事項	・測量船の確保は、現地で漁船等の手配を行うため、作業船団の必要数量の検討時点では、津波の被害状況により船の手配ができていないことが想定され、その旨の表記が必要。	・測量船の確保に関する留意事項として、手順書等に記載する。
災害協定団体	港湾管理事務所の参加	・迅速に現場状況を把握するため、伊勢湾BCPに各港の港湾管理事務所の参加も検討してほしい。	・今後、港湾管理者との相談の上、港湾管理事務所の参加を検討する。

34

# 教育・訓練の実施結果

## ◆アドバイザーからの主な意見等

### ○名古屋大学教授

- ・アクションカードは、誰でもが使えるように整備することが重要。
- ・情報の収集整理に、ホワイトボード等は使用しないのか。どのような情報が集まり、どのようにまとめていくのかが見えなかった。
- ・港湾防災情報システムにトラブルが発生した場合の対応が不安。
- ・今回は事前に準備されていたが、作業船団の必要数量の検討は、意外に難しいのではないかと。
- ・災害時の優先順位の決定では、本省や災害対策本部からの指示等も想定され、そこも見える形にしたほうがよい。

### ○京都大学客員教授

- ・アクションカードだけでは、それを知らない人は対応できないと感じた。少し書き直したほうがよい。
- ・港湾防災情報システムが不安定になる原因を確認してほしい。
- ・災害時には、様々な情報が集まってくるが、港湾空港部の情報処理能力が持つのか。別途、港湾空港部で情報を処理をする訓練をしたほうがよい。
- ・優先順位の案を作成し、関係者が確認するという流れを確認できたことはよいが、優先順位付けの考え方の検証は必要。検討条件となる丸の数だけでなく、丸の重みが違う。
- ・タイムラインが必要である。訓練では、発災後3日目という設定であったが、3日目では捜索救難等の部隊が入っており、そちらに比重がかかると思う。

35

## 2-3. 各種課題への対応

36

### 令和6年度の検討課題

#### ◆伊勢湾BCPの推進課題

赤字: 令和6年度の検討課題

区分	伊勢湾BCPにおける推進課題	備考
優先順位の設定手順	初動における情報収集体制の共有 (新たな機器(ドローン、衛星画像等)を用いた方法の検討等)	継続課題
資機材の調達手順	現在の作業船情報についての更なる活用方法の検討 (リアルタイム漂流監視システム等の新たな手法の活用を含めた検討等) 作業船のAIS情報による動静把握手法の検討	継続課題
航路啓開	各港における作業船係留場所の確保(被災の可能性が少ない場所等) 各港における作業船係留時の曳船の確保(災害時協定の締結等) 各港における作業船の燃料油の確保(災害時協定の締結等) 海上調査用船舶の確保 (ナローマルチビームが搭載されていない官庁船の活用等) 各港における作業船乗員(オペレータ及び作業員)の確保 伊勢湾外からのナローマルチビームの調達 災害協定団体の現地移動における「緊急車両通行証」の事前手配 災害協定団体の作業員(海・陸)の宿泊場所の確保	個別対応案件※ 個別対応案件※ 個別対応案件※ 個別対応案件※
揚収物の仮置・保管	揚収物の分類及び陸揚げ場所の確認 (水域での分別、水域での一時囲み保管等を行うためのスペース確保の検討等)	
緊急物資輸送体制の確保	道路啓開との連携及び連絡体制を含めた総合啓開の検討	継続課題
伊勢湾BCPの運用	災害状況に応じた図上訓練・実働訓練の実施 防災担当者による教育プログラムの検討及び教育の実施 新技術に関する情報収集・共有(浮遊物把握、作業船動静把握等) 伊勢湾BCPの改定内容を協議会構成機関のBCPへ反映(各港BCPとの連携強化) 必要資源(人員・資機材・ライフライン・情報)が不足する際の対応策	継続課題 継続課題 継続課題 継続課題
公表資料の検討	公表資料(記者発表)を行う際の記載内容(公表資料のひな形の作成、公表の方法の検討等)	
情報伝達・共有	各種伝達情報・浮遊物情報図の共有方法の効率化 (港湾防災情報システムの改善と活用)	
港湾法第55条3の3の手続き確認	港湾管理者が管理している水域施設についての権限代行の手続き行動	訓練課題

※個別対応を予定、「該当団体に全を一任する」という意味ではなく、作業部会の全構成員を交えて議論する必要はないため、「中部地方整備局港湾空港部と該当団体とで個別に検討を進める」もの

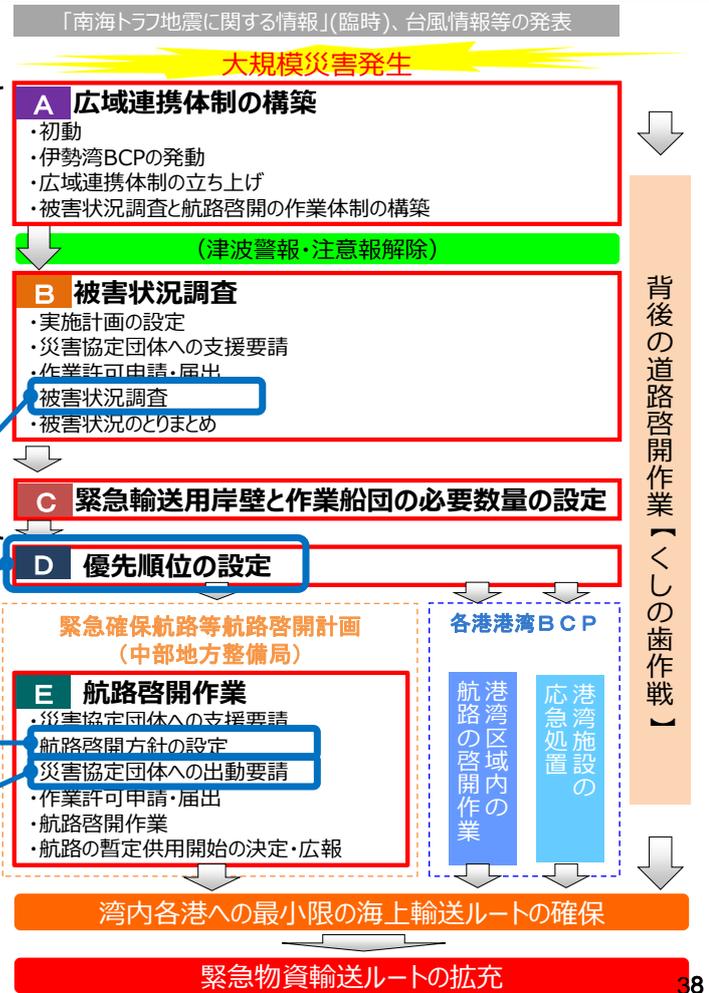
37

# 課題① 作業船係留場所の確保

項目	①作業船係留場所の確保
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害協定団体へのヒアリングを実施</li> <li>・ 災害協定団体会員企業にヒアリング(事前アンケートを含む)を実施し、作業船の係留場所の現状や課題を整理した。</li> <li>● 作業船係留場所の選定条件、候補地を検討</li> <li>・ ワークショップ(第23回作業部会)を開催し、作業船係留場所の選定条件(施設諸元、利用状況、立地・アクセス等)と各港における作業船係留場所の候補地を検討した。</li> </ul>

## 【作業船係留場所の確保に係わる主な活動】

被害状況のとりまとめ	・ 港湾管理者は作業船係留場所の被害状況を確認
優先順位の設定	・ 広域連携体制は作業船係留場所の状況等の情報をもとに優先啓開港を決定
航路啓開方針の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾管理者は作業船係留場所を決定</li> <li>・ 広域連携体制は作業船係留場所の決定を受けて航路啓開方針を決定</li> </ul>
災害協定団体への出動要請	・ 港湾管理者等は災害協定団体に作業船係留場所の情報を伝達



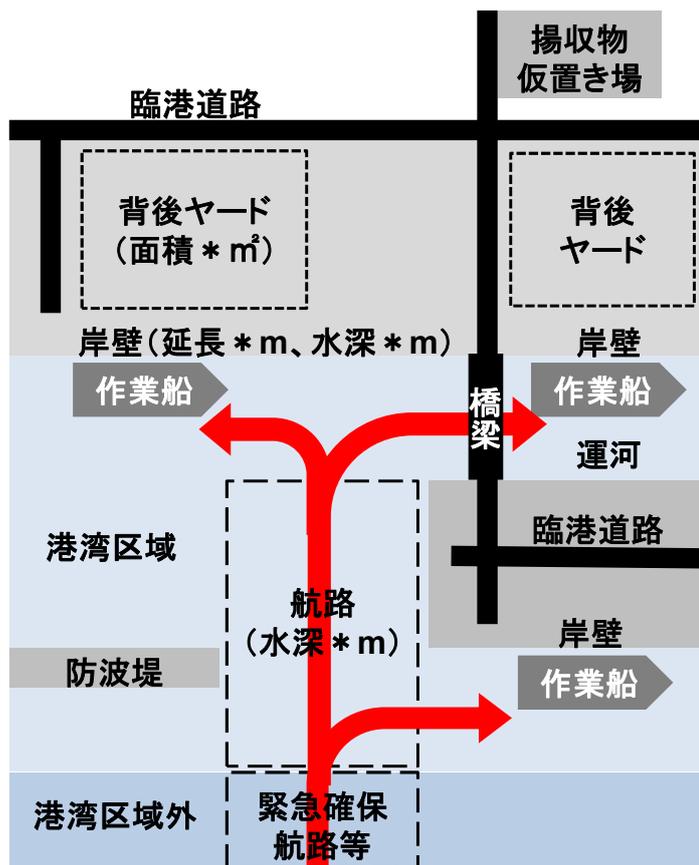
# 課題① 作業船係留場所の確保

## ◆ 作業船係留場所の選定条件の検討

- ・ 災害協定団体会員企業へのヒアリング結果等を基に作業船の係留場所(候補地)の選定条件(案)を事務局が整理
- ・ 係留場所(候補地)の選定条件として、下記条件で良いか不足が無いかが、各グループで検討

### 係留場所候補地の選定条件(案)

選定条件		具体的な条件
必須条件	延長・水深	・ 作業船が係留できる延長・水深、係船柱等があるか
	利用状況	・ 候補地が使用中でないか(調整の有無)、支障物が無いかな
	被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災後、岸壁や接続する道路(橋梁)・航路等(架橋部)が使用できるか</li> <li>・ 漂流物により海面が閉塞しないか</li> <li>・ 岸壁近くに障害物となる貨物等が無いかな</li> </ul>
優先条件	立地・アクセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急確保航路等(啓開箇所)や揚収物仮置き場から近い場所か</li> <li>・ 港奥部がよいか、港口部がよいか</li> <li>・ 港内水域の静穏度が保たれているか</li> <li>・ 最寄りに二次被害の発生可能性がある危険物施設が無いかな</li> <li>・ 出航準備や資機材蔵置・駐車空間があるか</li> <li>・ 出航、乗下船が容易か(通船が必要か)</li> </ul>



係留場所候補地の位置図(イメージ)

# 課題① 係留場所の選定条件の検討結果：名古屋港の例

選定条件	具体的な条件	
	事務局案	各グループでの意見等
必須条件	延長・水深 ・作業船が係留できる延長・水深、係船柱等があるか	防舷材縦型かどうか W98.99の可能性 港湾区域啓開用の船団の係留場所 平時の作業船の係留場所被災状況
	利用状況 ・候補地が使用中でないか(調整の有無)、支障物が無いか	SOLASフェンス有無 救助活動との岸壁の使い分け優先条件の検討 防舷材縦型か？
	被災状況 ・発災後、岸壁や接続する道路(橋梁)・航路等(架橋部)が使用できるか ・漂流物により海面が閉塞しないか ・岸壁近くに障害物となる貨物等が無い	被災による立ち入り禁止 湾内(伊勢湾作業船団との情報)通信状況
		測量船の確保湾内にどれだけ確保できるのか 放置艇流出
優先条件	立地・アクセス ・緊急確保航路等(啓開箇所)や揚収物仮置き場から近い場所か ・港奥部がよいか、港口部がよいか ・港内水域の静穏度が保たれているか ・最寄りに二次被害の発生の可能性が低い ・出航準備や資機材蔵置・駐車の手配が容易か ・出航、乗下船が容易か(通船が必要)	緊急輸送用岸壁までは利用可か？(啓開済?) 民間企業の利用実態の把握(港別優先順位の検討材料)

事務局案に対する意見や各条件の具体的な内容、留意事項等を記載



グループでの検討状況



検討結果の発表

# 課題① 作業船係留場所の確保

## ◆ 作業船係留場所の候補地の検討

- ・グループ毎に各港の検討図を用いて、作業船係留場所の候補地(5箇所程度)を検討
- ・検討図に選定した場所、選定理由、留意事項等を記載



作業船係留場所候補地の検討図(検討イメージ)

# 課題①係留場所の候補地の検討結果：四日市港の例



グループでの検討状況



検討結果の発表



※赤丸数字は候補地と優先順位を示す

# 課題①作業船係留場所の確保

- WSでの意見等を踏まえ、選定条件と留意事項等を下表に整理(手順書(案)参考資料に掲載する)
- 港湾管理者は、WSでの検討を踏まえて、各港における作業船係留場所の候補地を検討する

選定条件	具体的な条件	留意事項等
必須条件	延長・水深 ・作業船を係留できる延長・水深がある	・作業船団を1箇所では係留できない場合は複数の岸壁を選定 ・小型船の係留が可能であるか確認が必要である
	附帯設備 ・係船策をつなぐ係船柱や防舷材がある ・給水、給油及び給電する設備がある	・防舷材の種類(縦型等)も条件となる
	利用状況 ・候補地が使用中でない ・係留に支障となる物がない	・救助活動など他の活動との調整(優先条件の検討)が必要である ・補修工事等を実施中の場合、係留が可能であるか確認が必要である
	被災状況 ・当該岸壁が使用できる ・岸壁を含む区域が立入禁止となっていない ・岸壁に接続する道路や橋梁、航路(港内、伊勢湾内外)等が使用できる ・浮遊物により航路等が閉塞していない ・岸壁近くに障害物となる貨物等がない	・航行ルート上の橋梁桁下の高さの確認が必要である ・三河港では施設の老朽化が懸念される ・中山水道航路の障害物の状況確認が必要である ・津波被害の可能性の少ない場所を事前確認しておく ・三河港ではスクラップの流出が懸念される ・放置艇の流出が想定される
優先条件	立地・アクセス ・SOLAS条約による立入制限区域ではない ・耐震強化岸壁の近く ・緊急確保航路等(啓開箇所)や揚収物仮置き場から近い場所 ・出航、乗下船が容易(通航が不要)である	・耐震強化岸壁に接続する航路を共有できる
	バックヤード ・出航準備や資機材を置く、車両を駐車する空間がある ・作業員の待機場所や調査結果を取りまとめる場所がある	・必要な資機材としては、潜水士船で使用するコンプレッサー等がある
	安全性等 ・最寄りに二次被害の発生可能性がある危険物施設がない ・港内水域の静穏度が保たれている	・2回目の地震・津波への備えが必要である
その他		・作業船団との情報伝達手段の確保(衛星電話等)が必要 ・測量船の確保も必要である

※青字:WSでの意見等

# 課題②公表資料様式の作成

項目	②公表資料様式の作成
主な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害情報、航路啓開情報を公表する様式を検討</li> <li>航路啓開計画における「被害情報のとりまとめ(共有・公表)」、「航路の暫定供用開始の決定・公表」について、公表資料の内容を検討した。</li> </ul>

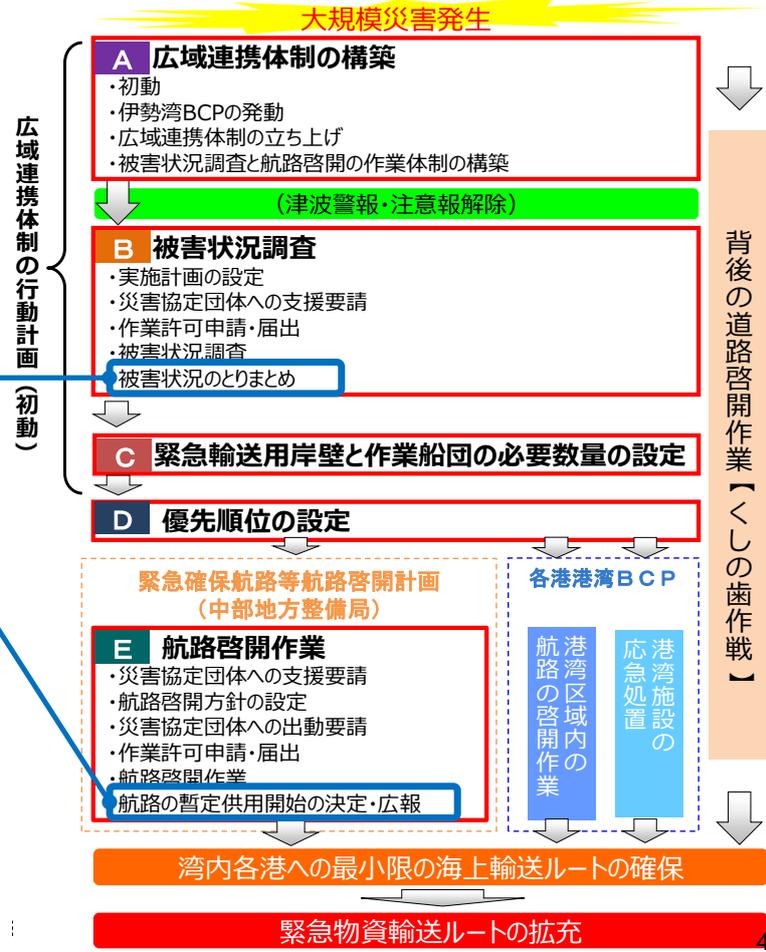
## 【情報を公表する主な活動】

被害情報のとりまとめ(共有・公表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾空港部は各港湾及び緊急確保航路等の被害状況を第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で公表</li> </ul>
航路の暫定供用開始の決定・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾空港部、第四管区海上保安本部及び港湾管理者は決定した暫定供用または一部供用について、各機関の情報媒体を通じて発信</li> </ul>

### ■公表する情報

- 配信元、配信日時
- 港湾施設及び緊急確保航路等の被害状況
- 供用開始する水域の範囲、水深
- 利用可能な岸壁、ヤード
- 船舶等利用時の留意点(船舶の交通制限等)

「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)、台風情報等の発表



# 課題②公表資料様式の作成

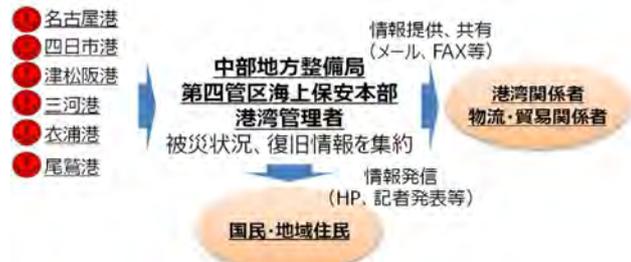
## ◆航路啓開情報等の公表に係わる行動計画

・伊勢湾BCPでは、発災後の行動計画や手順書において、被害情報や航路啓開情報の公表を定めている。

### ■伊勢湾BCP (P77)

#### 6-2 機能回復情報の発信

- 港湾利用者の貨物輸送需要の回復に的確に対応して港湾物流機能の回復を図るためには、港湾施設の被災状況及び復旧状況をできる限り速やかに情報提供することが重要である。
- 広域連携体制を中心とする関係者間の情報連絡システムを構築し、発災からすぐに正確な情報発信を行える体制を整える。
- 中部地方整備局は、関係機関及び関係者からの復旧状況等の情報を集約し、その情報をポータルサイト等を通じて各関係者に情報提供し共有するものとする。その際、発信日時を明示する。
- 各港における岸壁の使用可否、暫定供用、復旧等の情報、船舶の交通制限等の情報については、各港湾管理者及び各港長等からの発信に加えて、中部地方整備局が伊勢湾全体の機能回復情報を集約し、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で発信するものとする。
- 港湾関係者及び物流・貿易関係者に対しては、伊勢湾BCP協議会構成機関を通じて、暫定供用の見通しなど予定情報を含め情報を発信する。
- なお、情報発信に際しては、報道機関への情報提供やホームページへの掲載等の方法により、港湾利用者間での情報の公平性が確保されるように留意する。



配信・共有する情報(例)		対象	
		港湾関係者、物流・貿易関係者	国民・地域住民
航路啓開情報	暫定供用開始(航路幅・水深) 航路啓開進捗、暫定供用見通し	○	○
港湾施設情報	暫定供用開始(岸壁水深・延長、臨港道路ルート・車線等) 啓開進捗、暫定供用見通し	○	○
優先順位	航路啓開の優先順位	○	○
入港船舶情報	緊急物資輸送船初入港等	○	○
道路情報	港湾へのアクセス道路の啓開状況	○	○
全国の被災状況	全国の港湾の被災状況、復旧状況	○	○

図 62 機能回復情報の発信の考え方

# 課題②公表資料様式の作成

## ◆航路啓開情報等の公表に係わる行動計画

### ■伊勢湾BCP (P78)

・使用可能施設、暫定供用、船舶の交通制限等の海上交通情報を掲載した利用者への情報共有ポータルサイトを中部地方整備局HP内に開設する。



図 63 中部地方整備局の情報共有ポータルサイト(イメージ)

# 課題②公表資料様式の作成

## ◆航路啓開情報等の公表に係わる行動計画

### ■伊勢湾BCP (P79)

#### 【機能回復情報の発信の事例】

#### ○石巻港

平成 23 年 3 月 23 日  
国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所  
宮城県石巻港湾事務所  
石巻海上保安署

**石巻港の一部供用開始について**

津波被災に伴い石巻港では、航行禁止措置をとっていますが、関係機関による水路調査及び連絡調整により、石巻港における船舶等に対する航行禁止措置の一部を本日解除し、下記のとおり供用を開始します。

なお、供用に当たっては平成 23 年 3 月 18 日付け石巻港長公示第一号に従ってください。

記

- 1 供用開始日時 平成 23 年 3 月 23 日 午後 6 時 30 分
- 2 供用開始場所
  - (1) 中島埠頭
    - 一号岸壁 (-5.5m岸壁) ※
    - 二号岸壁 (-10.0m岸壁) ※
    - 三号岸壁 (-10.0m岸壁)
  - (2) 大手埠頭
    - 一号及び二号岸壁 (-7.5m岸壁) ※
    - 三号及び四号岸壁 (-5.5m岸壁)
  - (3) 日和埠頭
    - 六号岸壁 (-9.0m岸壁)
    - 七号岸壁 (-10.0m岸壁) ※

※中島埠頭一号及び二号岸壁、大手埠頭一号及び二号岸壁並びに日和埠頭七号岸壁の水深については、港湾管理者にお問い合わせください。

3 対象船舶  
復旧岸壁の供用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

【問い合わせ先】  
国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所  
電話 0 9 0 - 3 0 2 5 - 8 9 3 2  
宮城県石巻港湾事務所 港政課  
電話 0 9 0 - 1 4 9 0 - 0 1 2 9  
宮城県海上保安部 交通課 (代行)  
電話 0 2 2 - 3 6 7 - 3 9 1 7



# 課題②公表資料様式の作成

## ◆航路啓開情報等の公表に係わる行動計画

### ■緊急確保航路等航路啓開計画 (P16)

#### 3-3 供用開始の決定・通知

- ・中部地方整備局と第四管区海上保安本部、港湾管理者は、障害物の除去後、確認測定の結果を踏まえ、供用開始する水域の範囲と水深を決定する。
- ・**中部地方整備局と第四管区海上保安本部、港湾管理者は、供用開始を決定した水域の範囲・水深等の情報発信内容について協議し、ポータルサイト等を通じて公表する。その際、配信日時を明示する。**
- ・航路啓開区域の利用については、港長の指示・指導により行う。

#### 【暫定供用の考え方】(案)

- ①緊急物資輸送船が安全に航行・着離岸できる範囲とし、対象船舶の船型や航路の形状、現場条件を踏まえ、関係機関(中部地方整備局、第四管区海上保安本部、港湾管理者)により安全が確認された時点から暫定供用を開始する。
- ②緊急物資輸送のための暫定供用開始後も、引き続き航路啓開・被災施設の応急復旧を実施する。応急復旧作業が完了し安全が確認された時点から一部供用を開始する。
- ③暫定供用または一部供用については、関係機関(中部地方整備局、第四管区海上保安本部、港湾管理者)が情報を共有したうえで、各機関の情報媒体(ホームページ、記者発表等)を通じて発信する。

# 課題②公表資料様式の作成

## ◆航路啓開情報等の公表に係わる行動計画

### ■手順書 (P33)

実施時期 (目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
<b>B5</b>	<b>被害状況のとりまとめ(共有・公表)</b>			
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局(港湾空港部)は、伝達された被害状況調査の結果を「港湾施設災害報告様式」にとりまとめる。</li> <li>※港湾区域内については、耐震強化岸壁とエネルギー関連施設に接続するルート上の施設を優先してとりまとめる。</li> <li>※事務局(港湾空港部)は、収集した情報を優先順位検討表と優先順位検討図にとりまとめておく。</li> <li>・事務局(港湾空港部)は、防災情報サブシステムを活用して、被害状況調査結果を共有する。なお、海域の情報は、浮遊物情報図を活用する。防災情報サブシステムが使用できない場合は、メール等の使用可能な情報伝達手段を使用する。</li> <li>防災情報サブシステムのアドレス <a href="https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login">https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login</a></li> <li>・事務局(港湾空港部)は、とりまとめた「港湾施設災害報告様式」を伊勢湾BCP協議会作業部会構成機関で共有する。</li> <li>・新しい被害状況調査の情報が伝達されたら、随時更新する。</li> <li>・事務局(港湾空港部)は、緊急確保航路、開発保全航路及び各港湾(水域)等の被害状況を、第四管区海上保安本部、港湾管理者と連名で公表する</li> </ul>	事務局(港湾空港部)	伊勢湾BCP協議会作業部会構成機関 [広域連携体制] <input type="checkbox"/> 中部地方整備局港湾事務所 <input type="checkbox"/> 第四管区海上保安本部 <input type="checkbox"/> 中部運輸局 <input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合 <input type="checkbox"/> 四日市港管理組合 [災害協定団体] <input type="checkbox"/> 日本埋立深瀬協会中部支部 <input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会 <input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部 <input type="checkbox"/> 全国深瀬業協会東海支部 <input type="checkbox"/> 港湾空港技術コンサルタント協会 <input type="checkbox"/> 日本潜水協会 <input type="checkbox"/> 港湾空港総合技術センター <input type="checkbox"/> 海洋調査協会(伊勢湾関係機関) <input type="checkbox"/> 中部地方整備局防災室 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局河川部 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局道路部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料 6: 港湾施設災害報告様式</li> <li>・参考資料 9: 優先順位検討表</li> <li>・参考資料 10: 優先順位検討図</li> <li>・参考資料 11: 浮遊物情報図</li> </ul>



# 課題② 公表資料様式の作成

## ◆ 近年の災害時公表資料の例

・能登半島地震など近年の大規模災害時における被害情報や航路啓開情報等の公表資料を整理した。

### ■ 能登半島地震における港湾施設の利用可否等の公開情報

七尾港

令和6年1月11日 18:00時点

番号	施設	地区等	水深	総長	積荷能力	利用可否	備考
1	矢田新埠頭 (第一西)	矢田新	5.5m	65m	2,000トン 1隻	不可	
2	矢田新埠頭 (第二東)	矢田新	9m	165m	10,000トン 1隻	可	1) 積中に揺れさせること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、積荷上部工の劣化発生等異常が見られた場合には速やかに終止すること。 3) 積荷の上部(岸壁法線から約10m)には積置物に載せないこと。
3	大田物産埠頭	大田	10m	185m	15,000トン 1隻	不可	
4	大田2号埠頭	大田	10m	185m	15,000トン 1隻	不可	
5	大田3号埠頭	大田	11m	260m	18,000トン 1隻	可	1) 岸壁法線から約20mの範囲は、液状化した形跡があるため、車両通行しないこと。
6	大田地区後船場	大田	10m	200m	12,000トン 1隻	不可	
7	美玉新さん埠頭 (第一西)	矢田新	7.5m	220m	旅客船 15,000トン 1隻 貨物船 6,000トン 1隻	可	1) 積中に揺れさせること。 2) 陸側から海側への強風等による牽引力に注意し、積荷上部工の劣化発生等異常が見られた場合には速やかに終止すること。 3) エアロイン部及び積載部(あわせて岸壁法線から約11m程度)には積置物を載せないこと。

上記「利用可否」は概算的な利用可否を示すものであり、実際の安全確認については現場利用調整担当(TFI)へ電話(03-5253-8688)までご相談ください。  
 再発地震が起きた場合、この規模や規模等を踏まえて、利用可否に変更が生じる場合があります。

資料:国土交通省港湾局ホームページ

# 課題② 公表資料様式の作成

## ◆ 近年の災害時公表資料の例

### ■ 能登半島地震における港湾施設の利用可否等の公開情報 (七尾港位置図)



資料:国土交通省港湾局ホームページ

# 課題②公表資料様式の作成

## ◆被害情報、航路啓開情報を公表する様式の作成方針(案)

・伊勢湾BCP及び公表事例等を踏まえ、以下のとおり公表様式の作成方針を設定する。

	被害情報	航路啓開(暫定供用)情報																												
掲載主体	<input type="checkbox"/> 港湾空港部、第四管区海上保安本部、港湾管理者(3者連名)	<input type="checkbox"/> 港湾空港部、第四管区海上保安本部、港湾管理者(3者連名)																												
掲載項目	<input type="checkbox"/> 情報の時点 ・〇月〇日〇時現在 <input type="checkbox"/> 被害状況 ・各港湾(水域、陸域)、緊急確保航路等の状況 ⇒別紙被害一覧表で整理(下記作成イメージ) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>港湾等</th> <th>地区</th> <th>被害状況</th> <th>利用可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇港</td> <td>〇〇地区</td> <td>〇〇防波堤の一部損壊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〇〇港</td> <td>〇〇地区</td> <td>〇〇岸壁の一部はらみ出し</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>〇〇港</td> <td>〇〇地区</td> <td>〇〇岸壁背後ヤードの一部陥没</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>〇〇港</td> <td>〇〇地区</td> <td>臨港道路〇号線の路面に段差発生</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>〇〇港</td> <td>〇〇地区</td> <td>〇〇航路にガレキ等が多数浮遊</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急確保航路</td> <td>〇〇付近</td> <td>流木等が多数浮遊</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 問合せ先 ・3機関の担当部署、担当者、電話番号等	港湾等	地区	被害状況	利用可否	〇〇港	〇〇地区	〇〇防波堤の一部損壊	—	〇〇港	〇〇地区	〇〇岸壁の一部はらみ出し	不可	〇〇港	〇〇地区	〇〇岸壁背後ヤードの一部陥没	不可	〇〇港	〇〇地区	臨港道路〇号線の路面に段差発生	不可	〇〇港	〇〇地区	〇〇航路にガレキ等が多数浮遊	—	緊急確保航路	〇〇付近	流木等が多数浮遊	—	<input type="checkbox"/> 供用開始日時 ・〇月〇日〇時〇分より <input type="checkbox"/> 供用開始施設 ・岸壁(延長、水深) ・航路(幅、水深) ・臨港道路(区間、車線) <input type="checkbox"/> 対象船舶 ・緊急輸送船の指定など制限の有無 <input type="checkbox"/> 船舶等利用時の留意点等 ・港長の指示、指導に従う ・夜間航行の可否(原則、日中の航行のみ) ・航路啓開作業船周辺での航行時や移動する浮遊物への注意 <input type="checkbox"/> 問合せ先 ・3機関の担当部署、担当者、電話番号等
港湾等	地区	被害状況	利用可否																											
〇〇港	〇〇地区	〇〇防波堤の一部損壊	—																											
〇〇港	〇〇地区	〇〇岸壁の一部はらみ出し	不可																											
〇〇港	〇〇地区	〇〇岸壁背後ヤードの一部陥没	不可																											
〇〇港	〇〇地区	臨港道路〇号線の路面に段差発生	不可																											
〇〇港	〇〇地区	〇〇航路にガレキ等が多数浮遊	—																											
緊急確保航路	〇〇付近	流木等が多数浮遊	—																											
添付資料	<input type="checkbox"/> 被災した港湾施設、緊急確保航路等の位置図 <input type="checkbox"/> 港湾施設等の被害一覧表	<input type="checkbox"/> 暫定供用施設の位置図																												
公表時期	・毎日1回(新たな情報がある場合)	・各施設が利用可能になった時点																												

# 課題②公表資料様式の作成

## ◆被害情報の公表様式(案) ※記載イメージ

・港湾空港部は、各港湾及び緊急確保航路等の被害情報を取りまとめて、公表様式を作成する。

令和\*年\*月\*日  
 中部地方整備局港湾空港部  
 第四管区海上保安本部  
 港湾管理者

### 伊勢湾各港の被害状況について

大規模地震・津波による伊勢湾各港の港湾施設等の被害状況を下記のとおり報告します。  
 本報告は、関係機関が下記時点現在で確認できている情報であり、被害状況が未確認である港湾施設があること、今後、新たな情報が得られた場合、情報が更新されることに留意ください。

記

1. 情報の時点 令和\*年\*月\*日 午前(午後)\*時\*分現在
2. 被害状況
  - ・別添参照(港湾施設の被害状況一覧表、港湾施設の被災位置図、緊急確保航路等の被災位置図)
3. そのた留意点等
  - ・航泊禁止措置等をとっている港湾では、港長の指示・指導に従うこと。
4. 問合せ先  
(3機関の担当部署、担当者、電話番号等)

※被害情報の公表様式を手順書(案)参考資料に掲載する。

# 課題② 公表資料様式の作成

## ◆ 港湾施設の被害状況一覧表 ※作成イメージ

・港湾空港部は、各港湾及び緊急確保航路等の被害情報を取りまとめて、一覧表を作成する。

港湾等	地区	被害状況	備考(利用可否等)
〇〇港	〇〇地区	〇〇防波堤の一部損壊	—
〇〇港	〇〇地区	〇〇岸壁の一部はらみ出し	利用不可
〇〇港	〇〇地区	〇〇岸壁背後ヤードの一部陥没	利用不可
〇〇港	〇〇地区	臨港道路〇号線の路面に段差発生	利用不可
〇〇港	〇〇地区	〇〇航路にガレキ等が多数浮遊	—
△△港	△△地区	.....	..
△△港	△△地区	.....	..
△△港	△△地区	.....	..
□□港	□□地区	.....	..
緊急確保航路	○灯浮標～○灯浮標、〇〇付近	流木等が多数浮遊	—
緊急確保航路	○灯浮標～○灯浮標、〇〇付近	.....	—

※被害情報の公表様式を手順書(案)参考資料に掲載する。

# 課題② 公表資料様式の作成

## ◆ 港湾施設の被災位置図 ※四日市港情報図を活用した作成イメージ

・被害状況調査の実施者※1は、調査結果を港湾施設災害報告様式に整理するとともに、各港の情報図※2及び浮遊物情報図を活用して、被災位置を報告する。

- ※1 港湾管理者、直轄事務所、海上保安本部、災害協定団体
- ※2 各港の情報図(別紙参照)は被災施設の位置を表示する図であるが、各機関が作成する図等を活用してもかまわない。

※被害情報の公表様式を手順書(案)参考資料に掲載する。



凡例

- 利用可否「可」施設
- △ 利用可否「不可」施設
- 耐震強化岸壁(公共岸壁)
- 公共岸壁
- 公共岸壁以外の岸壁等
- 航路・泊地
- 臨港道路



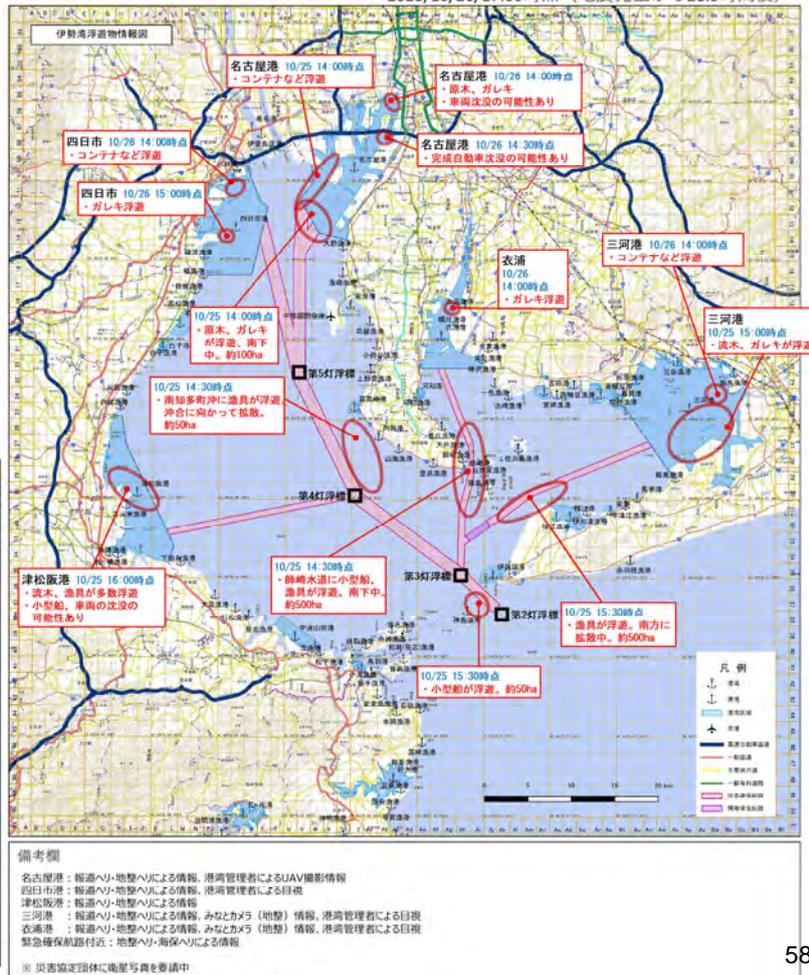
# 課題②公表資料様式の作成

## ◆緊急確保航路等の被災位置図

### ※浮遊物情報図の活用

・浮遊物情報図には、浮遊物の位置、種類、情報源、情報の時点を示す。

2023/10/26/17:00時点（地震発生から28.5時間後）



2023/10/26/17:00時点（地震発生から28.5時間後）



# 課題②公表資料様式の作成

## ◆航路啓開(暫定供用開始)情報の公表様式(案) ※記載イメージ

・港湾空港部は、3者で情報共有した利用水深決定の内容をとりまとめて、公表様式を作成する。

令和\*年\*月\*日  
中部地方整備局港湾空港部  
第四管区海上保安本部  
港湾管理者

### 〇〇港の一部供用開始について

大規模地震・津波による被災に伴い、伊勢湾各港では、航泊禁止措置をとっていますが、関係機関による水路測量及び連絡調整により、船舶等に対する航泊禁止措置の一部を解除し、下記のとおり供用を開始します。

#### 記

1. 供用開始日時 令和\*年\*月\*日 午前(午後)\*時\*分より
2. 供用開始施設
  - ・〇〇港〇〇地区(埠頭)〇〇岸壁(延長〇m、水深〇m)、〇〇航路(幅〇m、水深〇m)
  - ※別添図参照
3. 対象船舶
  - ・緊急輸送船など港湾管理者が認める船舶を対象とする。
4. 利用時の留意点等
  - ・港長の指示・指導に従うこと。原則として、日中の航行のみとし、啓開作業を実施している作業船の近くを航行する際や移動する浮遊物等に十分注意して航行すること。
5. 問合せ先(3機関の担当部署、担当者、電話番号等)

※航路啓開(暫定供用開始)情報の公表様式を手順書(案)参考資料に掲載する。

# 課題②公表資料様式の作成

## ◆ 暫定供用施設の位置図 ※ 四日市港情報図を活用した作成イメージ

・港湾空港部は、3者で決定した暫定供用または一部供用を開始する水域の範囲と水深、利用可能な岸壁・ヤードを各港の情報図等※1に図示する。

※1 各港が作成した図等を活用してもかまわない。

※航路啓開(暫定供用開始)の公表様式を手順書(案)参考資料に掲載する。

- 凡例
- 耐震強化岸壁(公共岸壁)
  - 公共岸壁
  - 公共岸壁以外の岸壁等
  - 航路・泊地
  - 臨港道路



## 3. 伊勢湾BCP等の改定

# 伊勢湾BCP等の改定の概要

	主な改定の概要
伊勢湾BCP	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の体制図に新規加入予定の「(株)東洋信号通信社」を追記</li> <li>・名古屋港金城ふ頭地区に概成した耐震強化岸壁を追記</li> <li>・優先的に復旧が必要なエネルギー施設(製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場)に接続する岸壁・棧橋の位置を掲載</li> </ul>
航路啓開計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第四管区海上保安本部の「水深調査作業マニュアル」を反映</li> </ul>
手順書(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動フローに各手順の実施時期(目安)を表示</li> <li>・作業船団の必要数量の単位「船団・日」を明示</li> <li>・測量船の確保に関する留意事項を掲載</li> </ul>
手順書(案) 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業船係留場所の選定条件等を掲載※</li> <li>・被害情報、航路啓開(暫定供用開始)情報の公表様式を掲載 ※</li> <li>・優先順位検討表及び検討図の道路情報掲載例を修正</li> </ul>
アクションカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・依頼メール様式への各機関が該当するカード番号を掲載</li> <li>・港湾防災情報システムへの情報の登録方法を掲載</li> <li>・連絡体制表の送信時にパスワードを伝達</li> </ul>

※「2-3. 各種課題への対応」参照

# 伊勢湾BCPの改定: 広域連携体制の概念図の更新

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
4-2 伊勢湾の広域連携体制の設置、図11 広域連携体制の概念図	18	・広域連携体制の概念図に新規加入予定(R7.7)の「(株)東洋信号通信社」を追記する	協議会構成員の追加

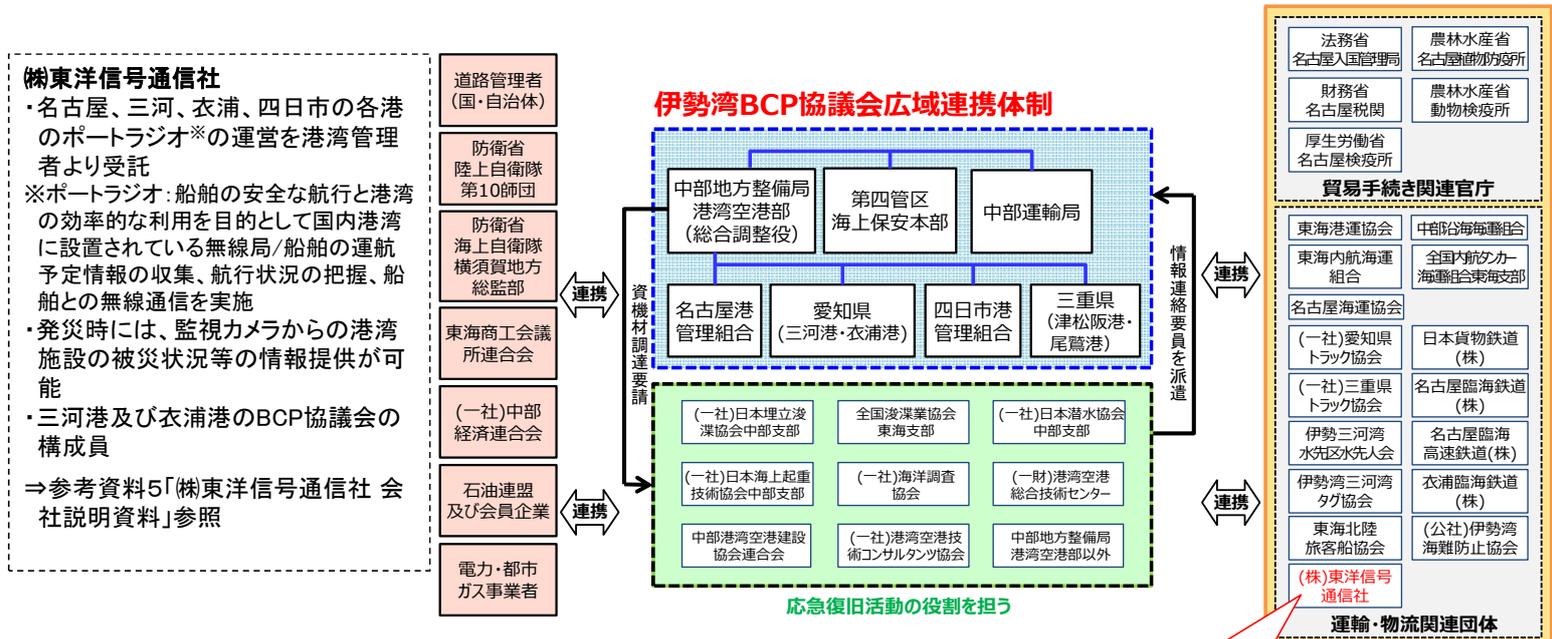


図11 広域連携体制の概念図

※(株)東洋信号通信社を追記

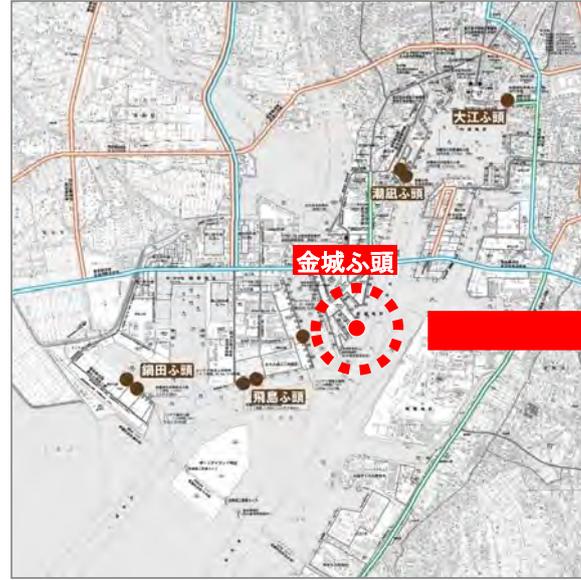
# 伊勢湾BCPの改定:耐震強化岸壁の追記

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
4-4 優先順位の設定 表9 伊勢湾内の耐震強化岸壁の規模等 他	30、32 等	・名古屋港金城ふ頭地区に概成した耐震強化岸壁を追記する	港湾施設の更新

表9 伊勢湾内の耐震強化岸壁の規模等

港名	物資/幹線	場所	岸壁	水深(m)	延長(m)	バース数
名古屋港	緊急物資輸送用	大江ふ頭	38号	-10	185	1
		潮風ふ頭	28号	-7.5	130	1
			29号	-10	185	1
		金城ふ頭	-12	260	1	
	合計(水深は最大)	-12	760	4		
名古屋港	幹線貨物輸送用	飛鳥ふ頭	TS1	-16	400	1
			TS2	-16	350	1
			R1	-15	350	1
		鍋田ふ頭	T2	-14	350	1
			T3	-12	285	1
合計(水深は最大)	-16	1,735	5			
三河港	緊急物資輸送用	蒲郡ふ頭	9号	-10	185	1
		田原ふ頭	2号	-5.5	100	1
		神野ふ頭	7-4号	-12	260	1
		合計(水深は最大)	-12	545	3	
衣浦港	緊急物資輸送用	武豊北ふ頭	1号	-10	185	1
		中央西ふ頭	3号	-10	185	1
		中央東ふ頭	4号	-12	240	1
		合計(水深は最大)	-12	610	1	
四日市港	緊急物資輸送用	霞ヶ浦南埠頭	W23	-12	240	1
		四日市第三埠頭	W15	-10	245	1
		合計(水深は最大)	-12	485	2	
津松阪港	緊急物資輸送用	大口北	-7.5	130	1	
			-5.5	100	1	
		合計(水深は最大)	-7.5	230	2	
尾鷲港	緊急物資輸送用	林町地区	-5.5	100	1	
			合計(水深は最大)	-5.5	100	1

【参考】耐震強化岸壁の位置  
●名古屋港 全体



# 伊勢湾BCPの改定:エネルギー施設接続岸壁等の掲載

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
4-4 優先順位の設定	31~33 36~38	・優先的に復旧が必要な製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場に接続する岸壁・棧橋を掲載する	優先的に復旧が必要な岸壁情報の共有

表10 伊勢湾内の製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場の岸壁・棧橋の規模等

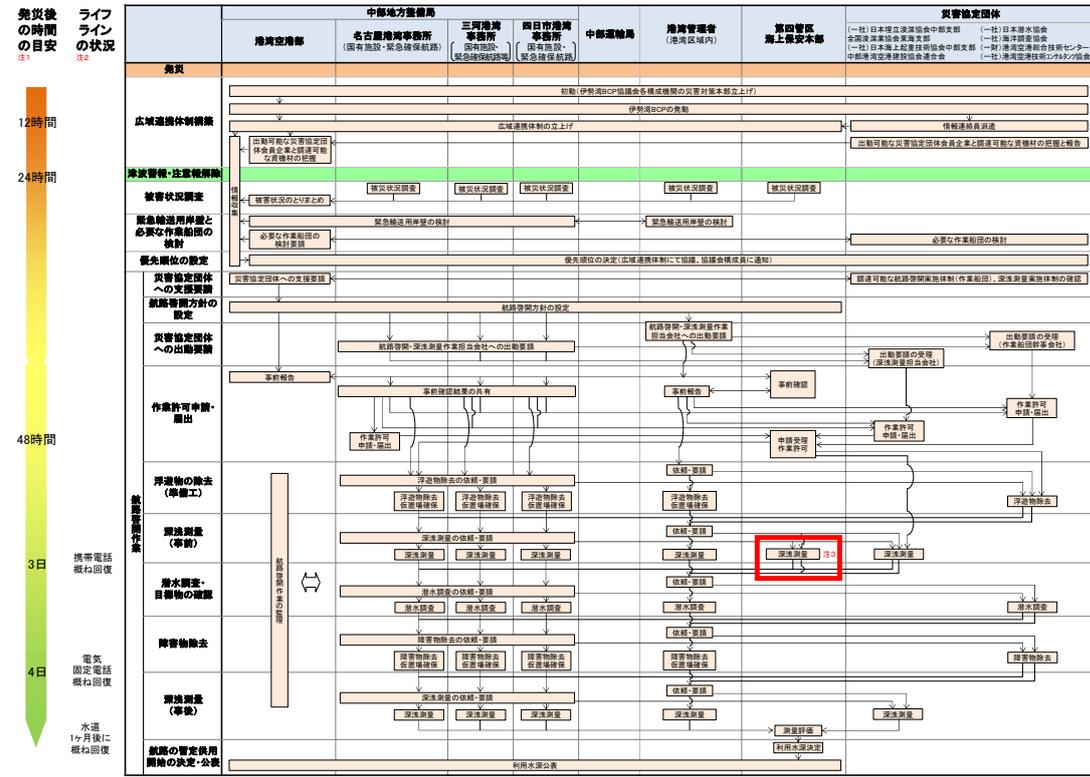
港名	製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場	主要な岸壁・棧橋※1	水深(m)	延長(m)
名古屋港	ENEOS株名古屋第2油槽所	BCスタンダード油棧橋	-10	175
	株JERA 知多第二火力発電所(LNG)	※2	—	—
	出光興産株愛知事業所北浜地区	J16~J19(棧橋)	-12	400
	株JERA 知多火力発電所(LNG)	J2 知多火力岸壁	-5.5	56
	出光興産株愛知事業所南浜地区	K5 知多第2棧橋	-14	433
	東邦ガス株・株JERA 知多LNG共同基地	L2 知多LNG第2棧橋	-14	460
	東邦ガス株知多緑浜工場	L1 知多LNG第1棧橋	-14	420
衣浦港	株JERA 碧南火力発電所(石炭)	碧南揚炭棧橋(南北)	-12	660
	株JERA 武豊火力発電所(石炭)	武豊ドルフィン	-12	350
四日市港	株JERA 川越火力発電所(LNG)	E-1棧橋(LNG)	-14	460
	株JERA 四日市LNGセンター	※2	—	—
	東邦ガス株四日市工場	※2	—	—
	コスモ石油株四日市製油所	午起第1号棧橋	-12	370
	昭和四日市石油株四日市製油所	E棧橋	-10.6	206

【参考】製油所・油槽所、発電所・都市ガス製造工場の岸壁・棧橋の位置  
●名古屋港 全体



出典: サイバーポート(港湾インフラ分野) <https://www.cyber-port.mit.go.jp/infra/>  
※1 複数の岸壁・棧橋がある場合は、比較的規模が大きい岸壁・棧橋を掲載  
※2 最も寄りに岸壁・棧橋が無く、他施設の岸壁・棧橋を利用

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
2-2 航路啓開の手順と関係機関の役割	11	海上保安本部が「深浅測量(事前)」を実施する場合の条件を追記する	海上保安本部の実施条件の反映



注1: 発災後の時間は、津波警報・注意報が24時間で解除される場合の例であり、港湾機能の回復目標とは一致しない。地震・津波の規模や被害によって変わること留意が必要。  
 注2: ライフラインの状況は、中央防災会議の想定を参考。津波浸水域では、さらに時間を要する。  
 注3: 本庁等から支援があった場合は、対応可能。

図9 航路啓開の手順と関係機関の役割

改定箇所	ページ
3. 深浅測量計画	14~16

改定内容	改定理由
海上保安本部の「航路啓開のための水深調査(暫定水深調査)作業マニュアル(伊勢湾BCP版)(R2.3)」の内容を反映する	海上保安本部の水深調査マニュアルとの整合を図る

**3-1 深浅測量(事前)**

- ・浮遊物の除去後、ナローマルチビーム音響測深機等の測量機器を搭載した船舶を用い、水深や海底の異常な不陸等を調査する。
- ・深浅測量(事前)の結果については、その測量成果(水深、残置障害物等)を情報図としてとりまとめ、啓開情報の提供等に供するとともに、異常箇所については現地に浮標等を設置することで、その場所を明示する。
- ・水深、海底の異常な不陸等の確認作業は、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、港湾管理者、災害協定団体が一体となって、それぞれの責務、投入可能勢力等に応じて、可能な範囲で取り組む。
- ・最終的には緊急確保航路等全域を調査することが望ましいが、発災後の災害対策支援を迅速に行うため、緊急物資輸送船の入港の観点から、優先度の高い海域から順に、海底障害物等の状況把握を進める。
- ・航路啓開区域の利用開始にあたっては、深浅測量(事後)後に第四管区海上保安本部(海洋情報部)の評価を受ける必要がある。
- ・なお、深浅測量(事後)に準じた手順で測量し、異常箇所がない場合は、深浅測量(事後)として扱うことができる。

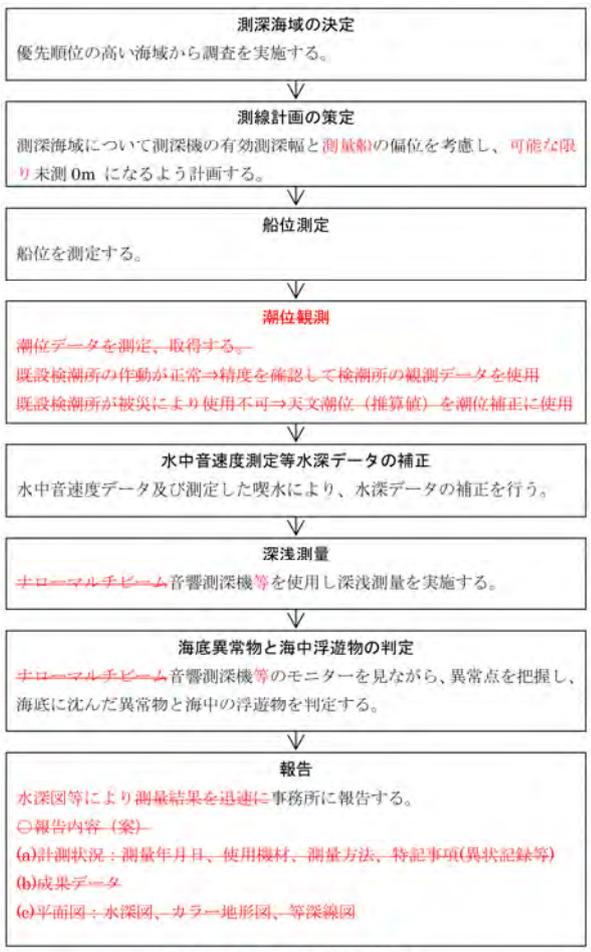


図12 深浅測量(事前)の手順

# 航路啓開計画の改定:海上保安本部マニュアルの反映

## 3-2 深浅測量 (事後)

- 中部地方整備局と港湾管理者、災害協定団体は、障害物の除去が完了した水域について、**深浅測量 (事後)** の後に第四管区海上保安本部 (海洋情報部) の評価を受ける。
- 障害物の除去が完了した水域について、**ナローマルチビーム音響測深機等の深浅測量機器により、深浅測量 (事後) を行い、評価を受けた後に測量成果 (水深、残置障害物等) を情報図としてとりまとめ、啓開情報の提供等に供する。**
- 深浅測量 (事後) の概要は次のとおり。詳細は「航路啓開のための水深調査 (暫定水深調査) 作業マニュアル (伊勢湾BCP版)」を参照のこと。

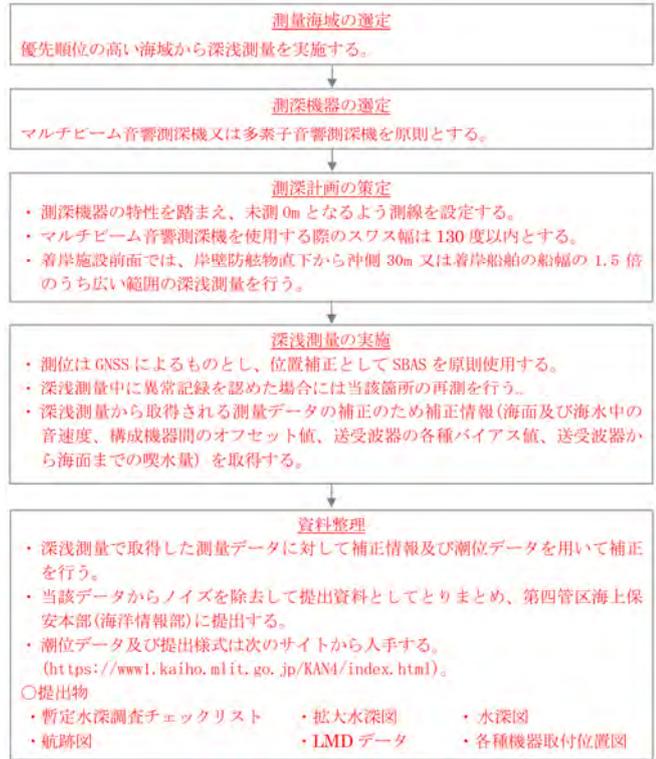


図 13 深浅測量 (事後) の手順

# 手順書の改定:活動フローへの実施時期の表示

改定箇所	ページ
1. 活動フロー	9

改定内容	改定理由
・活動フローに各手順の実施時期 (目安) を表示	実効性の向上

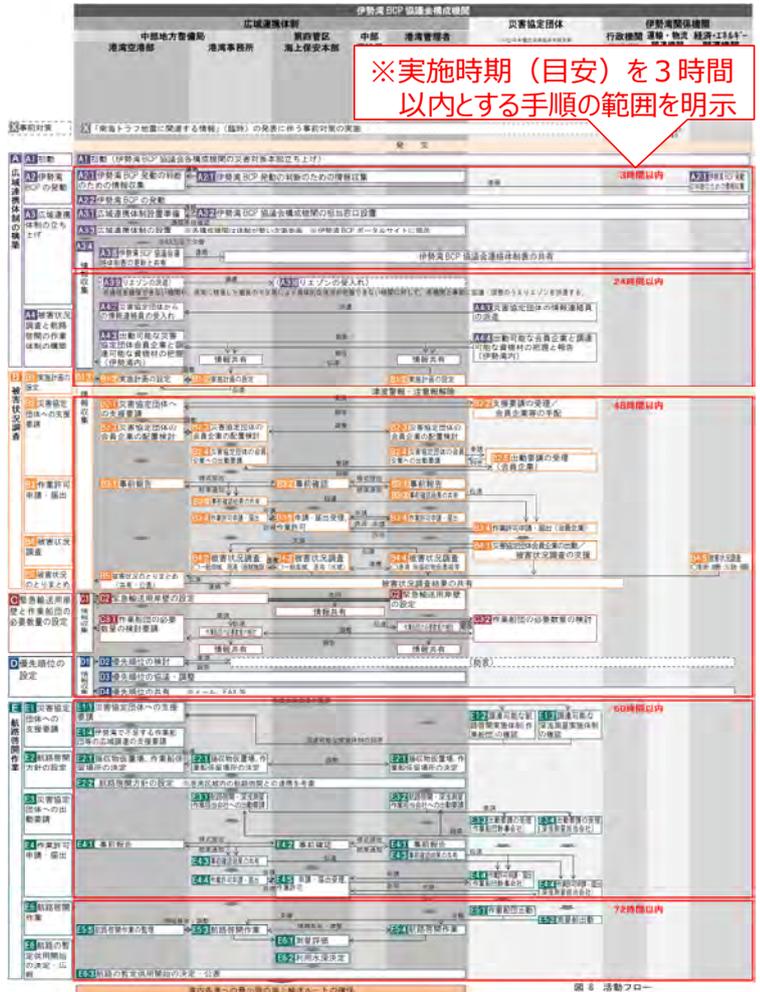
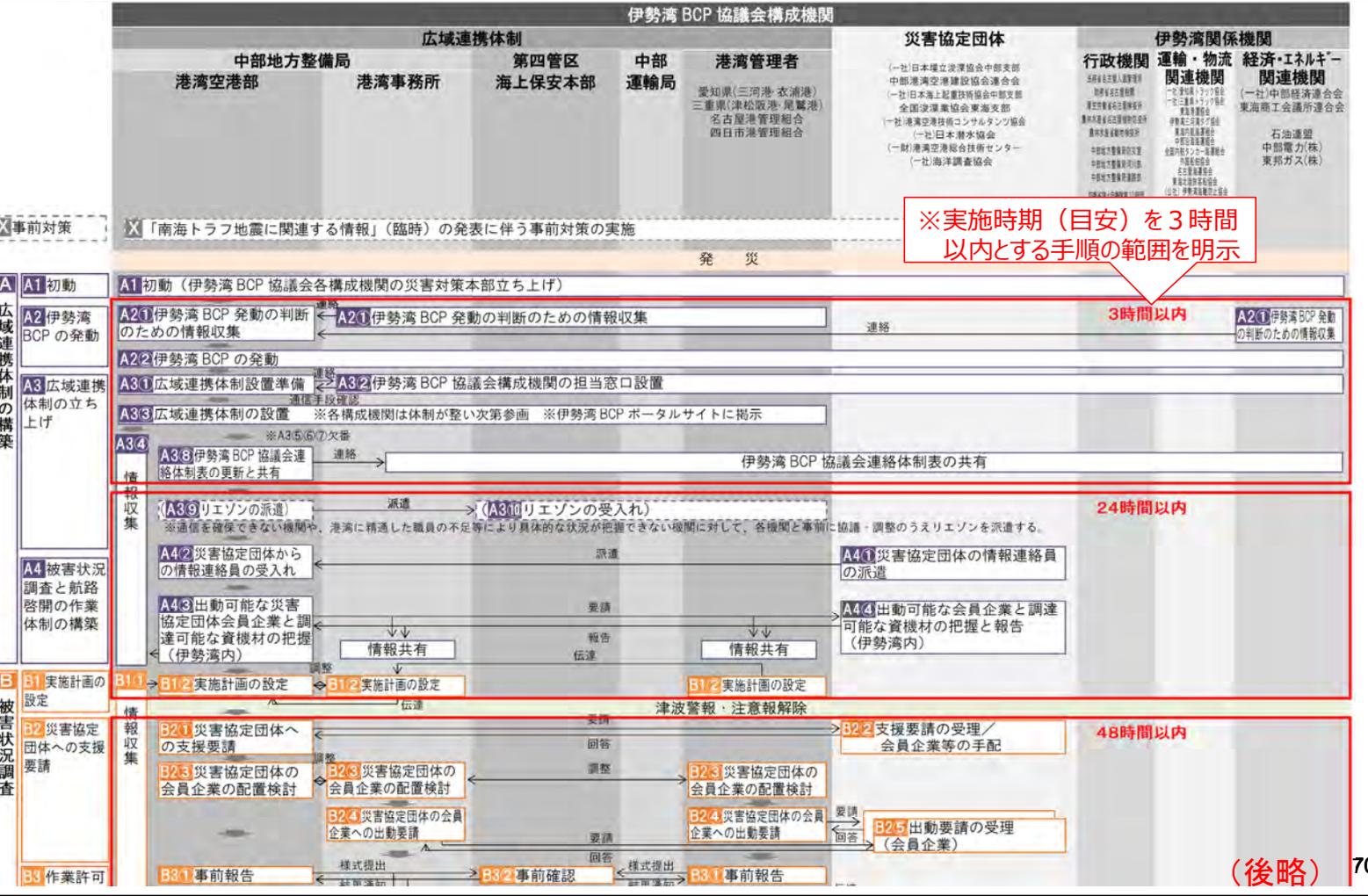


図 8 活動フロー

# 手順書の改定:活動フローへの実施時期の表示



# 手順書の改定:作業船団の必要数量単位の明示

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
C3作業船団の必要数量の設定	36	・作業船団の必要数量の単位「船団・日」を明示	必要な情報の共有

実施時期(目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考	
<b>C3</b>	<b>作業船団の必要数量の設定</b>				
<b>C3①</b>	<b>作業船団の必要数量の検討要請</b>				
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局(港湾空港部)は、被害状況調査の取りまとめ結果と緊急輸送用岸壁の設定結果を、災害協定団体と共有する。</li> <li>事務局(港湾空港部)は、災害協定団体に緊急確保航路等と港湾ごとに緊急輸送用岸壁にアクセスするために必要な航路を発災後7日以内に暫定供用するための啓開に必要な作業船団の必要数量(単位:船団・日)を検討し、報告することを要請する。</li> <li>事務局(港湾空港部)は、検討要請をする際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報する。</li> </ul> <p>※包括協定には、応急対策業務のうち中部地方整備局及び港湾管理者への支援業務に必要な作業船団の検討が含まれるものとする。作業船団の検討について、災害協定団体に支援要請を行う場合は、業務指示書に具体的な業務内容を明記する。</p>	事務局(港湾空港部)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 日本理立波濤協会中部支部</li> <li><input type="checkbox"/> 中部港湾空港建設協会連合会</li> <li><input type="checkbox"/> 日本海上起重技術協会中部支部</li> <li><input type="checkbox"/> 全国浚渫協会東海支部</li> <li><input type="checkbox"/> 日本潜水協会</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 海洋調査協会</li> </ul>		
<b>C3②</b>	<b>作業船団の必要数量の検討</b>				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害協定団体は、事務局(港湾空港部)の要請を受け、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者と調整の上、必要な作業船団(単位:船団・日)を検討し、事務局(港湾空港部)に報告する。</li> <li>災害協定団体は、検討結果を報告する際、中部地方整備局港湾事務所と港湾管理者にも同報する。</li> </ul> <p>※日本理立波濤協会中部支部は、必要な作業船団の検討にあたり、全国浚渫協会東海支部、日本海上起重技術協会中部支部、中部港湾空港建設協会連合会、日本潜水協会、海洋調査協会と協議・調整し、検討結果を取りまとめ、事務局(港湾空港部)に報告する。</p> <p>【作業船団の必要数量の設定にあたっての留意事項】</p> <p><input type="checkbox"/> 啓開が必要な水域の範囲と面積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 災害協定団体</li> <li>日本理立波濤協会中部支部</li> <li>中部港湾空港建設協会連合会</li> <li>日本海上起重技術協会中部支部</li> <li>全国浚渫協会東海支部</li> <li>日本潜水協会</li> <li>海洋調査協会</li> </ul>	事務局(港湾空港部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方整備局港湾事務所</li> <li>愛知県</li> <li>三重県</li> <li>名古屋港管理組合</li> <li>四日市港管理組合</li> </ul>	・参考資料7:必要な作業船団数の目安

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
E1③ 調達可能な深淺測量実施体制の確認	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>測量船の確保に関する留意事項を掲載する</li> <li>海洋調査協会が深淺測量に必要な作業船を確保できない場合は、港湾空港部が他の災害協定団体に協力を要請することを追記</li> </ul>	課題と対応策の共有

実施時期(目安)	作業内容	実施機関	相手機関	備考
<b>E1③</b>	<b>調達可能な深淺測量実施体制の確認</b>			
60時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋調査協会は、事務局(港湾空港部)の要請を受けて、深淺測量に必要な要員と機材を確保できる会員会社を選定し、調達できる測深器の種類と数、実施体制を回答する。</li> <li>海洋調査協会は、伊勢湾内で深淺測量に必要な作業船を確保できない場合は、伊勢湾外も含めて検討する。</li> <li>※深淺測量に必要な作業船は、漁船等のチャーターが想定されるが、被害状況により船を手配できないこともあることに留意が必要である。</li> <li>※港湾空港部は、海洋調査協会が深淺測量に必要な作業船を確保できない場合は、他の災害協定団体に協力を要請する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 災害協定団体 <input type="checkbox"/> 海洋調査協会	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括協定書</li> <li>参考資料 12: 深淺測量に必要な人員・機材例</li> <li>メール様式 No. E1③-1</li> <li>様式 No. E1③-2</li> </ul> 調達可能な深淺測量実施体制について(報告)
<b>E1④</b>	<b>伊勢湾で不足する作業船団等の広域調達の支援要請</b>			
60時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局(港湾空港部)は、作業船団と深淺測量の機材の必要数を伊勢湾で調達できない場合、作業船団の広域的な調達にかかる調整を国土交通本省(港湾局)に要請する。</li> <li>事務局(港湾空港部)は、広域的な作業船団の調達に関する情報を広域連携体制と災害協定団体に伝達し共有する。</li> </ul> 【広域的な調達に関する情報の内容】 <input type="checkbox"/> 派遣される作業船団の情報 (企業、作業船団の構成、能力、伊勢湾への到着日)	事務局(港湾空港部)	国土交通本省	
<b>E2</b>	<b>航路啓開方針の設定</b>			
<b>E2①</b>	<b>揚収物仮置場、作業船係留場所の決定</b>			
60時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾管理者は、港湾施設及び道路の被災状況の情報をもとに、揚収物仮置場と作業船係留場所を決定する。</li> <li>決定にあたっては、事務局(港湾空港部)と中部地方整備局港湾事務所と調整する。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 愛知県 <input type="checkbox"/> 三重県 <input type="checkbox"/> 名古屋港管理組合	<input type="checkbox"/> 事務局(港湾空港部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>メール様式 No. E2①-1</li> <li>メール様式 No. E2①-2</li> <li>様式 No. E2①-3</li> </ul>

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
参考資料9、10優先順位検討表及び検討図	37~39	道路情報には通行止めの区間や車種による通行制限など詳細な情報を掲載する	詳細な道路情報の把握

■優先順位検討表(1/2) 作成日時: (発災3日目) 2024年11月14日(木) 17:00

検討条件	情報	尾鷲港	津松阪港	四日市港	名古屋港	衣浦港	三河港
伊勢湾BCP・各港湾BCPの目標	<input type="checkbox"/> 各港湾BCPの目標 <input type="checkbox"/> エネルギー基地の航路啓開目標			3日以内、最小限の海上輸送ルートの確保 7日以内、緊急物資輸送ルートの拡充		石炭火力発電所: 10日以内、水深-12m以上	
港湾背後地域の被災状況	港湾所在自治体 <input type="checkbox"/> 地震・津波の状況 <input type="checkbox"/> 市街地の状況 <input type="checkbox"/> 被災者数・避難者数 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 ※「被害の大きさ」は、以下の港湾を優先・地震・津波の被害が大きい・公共交通機関が寸断されアクセスできない・港湾背後地域に被災者・避難者が多い	尾鷲市	津市、松阪市	四日市市、川越町	名古屋市、東海市、知多市、飛島村、弥富市	半田市、武豊町、碧南市、高浜市	豊橋市、豊川市、田原市、蒲郡市
揚収物仮置場	<input type="checkbox"/> 住所・名称 <input type="checkbox"/> 広さ(面積等) 揚収物仮置場の確保		西黒部地区海岸公園/阿漕浦海浜公園ほか 1.9ha/1.0haほか	富双緑地/浜園緑地ほか 9.6ha/4haほか	東浜中央緑地など西部地区緑地 7.5haほか	半田緑地公園、武豊緑地ほか 6.4ha/4.0haほか	蒲郡緑地/神野西緑地ほか 7.7ha/6haほか
道路啓開	<input type="checkbox"/> 広域支援ルート(高速道路等) <input type="checkbox"/> 沿岸部アクセスルート <input type="checkbox"/> 沿岸沿いルート ※港湾接続道路の早期確保が可能な港湾を優先	紀勢道 ●●●区間: 通行止 ●●●区間: 通行止 ●●●区間: 通行止 必要最小限のルート: 7日後に啓開完了予定	伊勢道: 供用、伊勢二見鳥羽道 ●●●区間: 通行止、紀勢道 ●●●区間: 通行止 (迂回路有り) 必要最小限のルート: 3日後に啓開完了予定 国道23号 ●●●区間: 通行止 必要最小限のルート: 7日後に啓開完了予定	伊勢湾岸道、東名阪道: 供用 霧ヶ浦南埠頭内道路: 液状化で通行不可 国道23号: 供用	伊勢湾岸道、東名阪道、東海環状道、名神道、東名道: 供用 Om地帯: 通行止 その他道路: 供用	伊勢湾岸道、東海環状道、東名道、国道23号: 供用 衣浦トンネルで多重事故による大規模火災が発生 中央東ふ頭、中央西ふ頭周辺は立入禁止 国道247号: 供用	東名道、国道1号、国道23号: 供用 蒲郡ふ頭内道路: 液状化で通行不可 神野ふ頭につながる構架(2箇所とも): 損傷により通行不可 国道259号 ●●●区間: 通行止 必要最小限のルート: 3日後に啓開完了予定
緊急輸送用岸壁	<input type="checkbox"/> 緊急輸送用岸壁(水深、延長) <input type="checkbox"/> 優先的に啓開する緊急輸送用岸壁の選定	<input checked="" type="checkbox"/> 林町地区(-5.5m, 100m)	<input checked="" type="checkbox"/> 大口北(-7.5m, 130m) <input checked="" type="checkbox"/> 大口北(-5.5m, 100m)	<input checked="" type="checkbox"/> 霧ヶ浦南 W23(-12m, 240m) <input checked="" type="checkbox"/> 四日市第三 W15(-10m, 245m)	<input checked="" type="checkbox"/> 大口ふ頭 38号(-10m, 185m) <input checked="" type="checkbox"/> 湖田ふ頭 28号(-7.5m, 130m) <input checked="" type="checkbox"/> 湖田ふ頭 29号(-10m, 185m)	<input checked="" type="checkbox"/> 武豊北1号(-10m, 185m) <input checked="" type="checkbox"/> 中央西3号(-10m, 185m) <input checked="" type="checkbox"/> 中央東4号(-12m, 240m)	<input checked="" type="checkbox"/> 蒲郡9号(-10m, 185m) <input checked="" type="checkbox"/> 田原2号(-5.5m, 130m) <input checked="" type="checkbox"/> 神野7-4号(-12m, 260m)
緊急輸送の要請	<input type="checkbox"/> 緊急輸送(人員、物資) <input type="checkbox"/> 自衛隊の支援部隊輸送 <input type="checkbox"/> 緊急輸送の要請の有無						田原市より孤立地区へ海上からの緊急輸送の要請有り
燃料輸送用岸壁	<input type="checkbox"/> 燃料輸送用岸壁			<input checked="" type="checkbox"/> JERA 川越火力発電所(LNG) <input checked="" type="checkbox"/> JERA 四日市 LNGセンター <input checked="" type="checkbox"/> 東邦ガス四日市工場	<input checked="" type="checkbox"/> ENEOS 名古屋第2油槽所 <input checked="" type="checkbox"/> JERA 第二知多火力発電所(LNG) <input checked="" type="checkbox"/> 出光産産愛知事業所	<input checked="" type="checkbox"/> JERA 碧南火力発電所(石炭)	

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
港湾空港部版 メール様式A3①-1	12	・港湾空港部からの依頼メール様式に各機関が見るべきアクションカードの番号を掲載する	実効性の向上、作業の効率化

## ▶メール様式【手順A3①】

様式No.A3①-1

□広域連携体制準備(港湾空港部→協議会構成機関)メール様式

メール発信者：○○○○  
 送信日時：2020年○月○日 \*\*時\*\*分  
 送信先：○○○○  
 件名：【伊勢湾BCP】手順A3① [伊勢湾BCP事務局] 伊勢湾BCPの発動の連絡と連絡窓口の確認  
 内容：伊勢湾BCP協議会構成機関各位

- ・私は中部地整 港湾空港部 伊勢湾BCP事務局 総務課 〇〇〇〇です。
- ・各機関は、アクションカードA3②-1～3を確認してください。
- ・本日、○月○日○時に伊勢湾沿岸にて震度○を記録する地震が発生し、大津波警報が発令されたことから、伊勢湾BCPが発動しました。
- ・港湾空港部の窓口は○○と○○です。
- ・通信可能な手段は、[メール、FAX、衛星電話、固定電話]です。
- ・連絡先は、E-mail:\*\*\*\*@mlit.go.jp、FAX:052-209-6334、ワイドスターⅡ:090-3023-8152、TEL:052-209-6328
- ・協議会構成機関各員は伊勢湾BCPの連絡窓口の担当者の氏名と通信可能な連絡先(メールアドレス、FAX番号等)を下記の様式に入力の上、返信をお願いします。
- ・中部地域港湾BCPポータルサイトにより港湾利用者に港湾機能回復情報等を発信するため、当該サイトの確認をお願いします。(http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/bcp\_portal/index.html) (後略)

・件名に発信機関名称を明記

・各機関が見るべきカード番号を明記

・通信可能な手段をチェックまたは通信不可の手段を削除

74

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
港湾事務所版 アクションカードA3④-1	12	・港湾防災情報システムへの情報の登録方法を掲載する	実効性の向上、作業の効率化

## 伊勢湾BCPアクションカード 港湾事務所版【広域連携体制の構築】

A3④-1

### 情報収集

#### □優先順位の決定に必要な情報の伝達 (3時間以内)

伝達・調整先	港湾空港部				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先順位の決定に必要な以下の調査項目に係る情報(写真[場所、時間等含む]、被災状況等)を各機関の災害対策本部、関係者、各種報道等から入手し、可能な範囲で港湾空港部に伝達してください。</li> <li>・情報の伝達には、港湾防災情報システムを使用してください。 港湾防災情報システムのアドレス <a href="https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login">https://www.cyber-port.mlit.go.jp/KowanBosai/Home/Login</a></li> </ul> <p>(中略)</p> <p>【調査内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾背後地域の被災状況</li> <li>・港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	調査項目	被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾背後地域の被災状況</li> <li>・港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況</li> </ul>
区分	調査項目				
被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾背後地域の被災状況</li> <li>・港湾施設(航路・泊地、耐震強化岸壁等)の状況</li> </ul>				
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール本文案:様式No.A3④-2参照</li> <li>・港湾防災情報システムへの情報登録方法:P*~*参照</li> </ul>				

75

# ▶港湾防災情報システムへの情報登録方法(1/3)

## 8.3.1 関係機関との情報共有(データを共有する)

- ・中部地方整備局内部および関係機関とデータを共有することが出来ます。
- ・データ登録時に所属組織単位で閲覧制限を設定することが出来ます。
- ・中部地方整備局から関係機関に対して掲示板による情報を発信することが出来ます。



中部地方整備局トップ画面



情報共有・掲示板機能メニュー画面

データ登録画面

# ▶港湾防災情報システムへの情報登録方法(2/3)

関係機関との情報共有機能

データ登録

データ検索 データ登録 登録内容修正

\*は必須項目

登録日時\* 2024/11/09 17時55分  
※YYYYMMDDで入力が可能

所属組織\* その他

表題(50字以内)\* 伊勢湾BCP手順A3④

キーワード 港湾施設の被害状況、●●港  
※複数のキーワードを入力するときは読点(、)で区切って下さい。

コメント  
●●地区の▲▲岸壁背後に陥没あり。また岸壁前面に■■等の浮遊物あり。

データ閲覧範囲\*  
 全てにチェック  
 中部地方整備局  
 その他の機関  
 中部運輸局 海事振興部  中部運輸局 海事振興部  第四管区海上保安本部  
 法務省 出入国在留管理庁 名古屋出入国在留管理局  財務省 名古屋税関  厚生労働省 名古屋検疫所  
 農林水産省 名古屋植物防疫所  農林水産省 動物検疫所 中部空港支所  防衛省 陸上自衛隊 第11師団 司令部

区分	項目
事前情報	a.各港湾BCPの目標
被害	b.製油所・油槽所・発電所・都市ガス製造工場の航路啓開目標
	c.港湾背後地域の被災状況 d.航路の状況
情報	e.揚収物置き場・作業船係留場所の状況
	f.緊急輸送用岸壁の候補 g.道路啓開の状況
要請	h.必要な作業船団 i.調達可能な作業船団
	j.政府災害対策本部からの優先啓開港の指示
	k.緊急輸送の要請
	l.自衛隊の支援部隊輸送の要請
	m.優先的に復旧する製油所・油槽所
	n.優先的に復旧する発電所・都市ガス製造工場

表題：「伊勢湾BCP手順番号」を入力

キーワード：登録する「情報の項目(上表参照)、港湾名」を入力

コメント：情報の具体的な内容を入力

データ閲覧範囲：「情報の伝達先・共有先」を選択

次ページ  
に続く

- ☑ 法務省 出入国在留管理庁 名古屋出入国在留管理局 ☑ 財務省 名古屋税関 ☑ 厚生労働省 名古屋検疫所
- ☑ 農林水産省 名古屋植物防疫所 ☑ 農林水産省 動物検疫所 中部空港支所 ☑ 防衛省 陸上自衛隊 第11師団 司令部
- ☑ 防衛省 海上自衛隊 横須賀地方総監部 防衛部 ☑ 環境省 中部地方環境事務所 ☑ 経済産業省 中部経済産業局
- ☑ 愛知県 港湾課 ☑ 三重県 港湾・海岸課 ☑ 静岡県 港湾企画課 ☑ 名古屋港管理組合 ☑ 四日市港管理組合
- ☑ 愛知県 都市・交通局 ☑ 三重県 県土整備部 ☑ 日本埋立浚渫協会 ☑ 中部港湾空港建設協会連合会
- ☑ 日本海上起重技術協会 ☑ 全国浚渫業協会 ☑ 港湾空港技術コンサルタンツ協会 ☑ 日本潜水協会
- ☑ 港湾空港総合技術センター ☑ 海洋調査協会 ☑ 一般社団法人 中部経済連合会
- ☑ 東海商工会議所連合会(名古屋商工会議所) ☑ 一般社団法人 愛知県トラック協会 ☑ 一般社団法人 三重県トラック協会
- ☑ 東海港運協会(名古屋港運協会) ☑ 伊勢湾三河湾タグ協会 ☑ 東海内航海運組合 ☑ 中部沿海海運組合
- ☑ 全国内航タンカー海運組合東海支部 ☑ 外国船舶協会 ☑ 名古屋海運協会 ☑ 東海北陸旅客船協会
- ☑ 公益社団法人 伊勢湾海難防止協会 ☑ 伊勢三河湾水先区水先人会 ☑ 日本貨物鉄道株式会社 東海支社
- ☑ 名古屋臨海鉄道株式会社 総務部 ☑ 名古屋臨海高速鉄道株式会社 ☑ 衣浦臨海鉄道株式会社 業務部 ☑ 石油連盟
- ☑ 中部電力株式会社 総務・広報・地域共生本部 ☑ 東邦ガス株式会社 生産計画部 ☑ 出光興産株式会社 愛知事業所
- ☑ コスモ石油株式会社 四日市製油所 ☑ その他 ☑ アドバイザー

データ登録

ファイルの選択：登録するファイルがある場合、ファイルを選択

ファイルの選択	ファイルが選択されていません	取消

登録

## アクションカードの改定：連絡体制表のパスワードの伝達 国土交通省

改定箇所	ページ	改定内容	改定理由
港湾空港部版 メール様式A3⑧-2	20	・連絡体制表の送信時にパスワードを伝達する	実効性の向上、作業の効率化

### ▶メール様式【手順A3⑧】

様式No.A3⑧-2

□伊勢湾BCP協議会連絡体制表の更新と共有(港湾空港部→協議会構成機関)メール様式

メール発信者：○○○○  
 送信日時：2020年12月9日 \*\*時\*\*分  
 送信先：○○○○  
 件名：【伊勢湾BCP】手順A3⑧ [伊勢湾BCP事務局] 協議会連絡体制表の更新  
 内容：  
 伊勢湾BCP協議会構成員各位

- ・中部地整 港湾空港部 伊勢湾BCP事務局 総合対策班の○○です。
- ・伊勢湾BCP協議会の構成員から連絡窓口の情報を収集し、協議会連絡体制表を更新したので、共有します。**連絡体制表のパスワードは、「\*\*\*\*\*」です。**
- ・なお、今後、協議会連絡体制表の更新があった場合は、港湾防災情報システムに最新版を掲載しますので、ご確認ください。(https://www.cyber **・連絡体制表のパスワードを伝達** Home/Login)
- ・着信・確認した旨を返信ください。

以上

## 4. 今後検討が必要な事項

80

## 4. 今後検討が必要な事項

### ◆令和6年度 第23回作業部会（1/3）

構成機関	分類	意見等	対応案
直轄事務所	能登半島地震での知見の活用	・「令和6年能登半島地震を踏まえた港湾の防災・減災対策のあり方 答申」を踏まえた取組が必要である。	・伊勢湾BCPの活動内容の検討にあたり、本答申を参考とする。
災害協定団体	アクションカードの改善	・経験が少ない者でもわかりやすい内容とすることはありがたい。更なる充実を期待する。使いやすくシンプルなカードがよい。備考欄に記載された様式等の添付を希望する。	・アクションカードを使用した訓練を継続的に実施し、改善案を検討していく。
港湾管理者		・現在のカードで十分使いやすいが、担当以外の職員が適切な行動ができるか訓練で検証してみることもよい。 ・予備知識のない職員が対応する可能性も考慮すると詳細な説明書を準備する必要があるが、簡便性とのバランスが難しい。	
直轄事務所		・災害対応に慣れていない職員でも使用できるカードを作成することに同感。 ・誰もがわかりやすくするため、詳細な内容は別紙を活用するなどの方法もある。 ・アクションカードの存在自体を把握していなかった。災害時には、カードを使用するより、情報をいち早く幹部に伝え、復旧に向け行動するのが現実的である。カードは何をすればよいのか理解するレベルでもよい。	

81

## 4. 今後検討が必要な事項

### ◆令和6年度 第23回作業部会 (2/3)

構成機関	分類	意見等	対応案
災害協定団体	ワークショップの実施方法	・ワークショップの内容と時間配分が中途半端であった。短時間で大規模災害後の係留場所を検討するのであれば、港湾の被災状況をより明確に設定すべきではないか。一方、ブレインストーミングとするのであれば所要時間が足りなかった。結果としてグループ毎の検討結果にかなりの精粗の差が見られた。今回の取り組みは、部会員がそれぞれの立場から意見交換できる有益かつ有効な手法であり、より充実した内容で取り組めるように検討をお願いしたい。	・ワークショップ等の実施検討において、参考とする。
中部運輸局	WEB参加者への配慮	・WEB参加であり、ワークショップには不参加であったが、ワークショップ実施の際にWEB参加者への説明がなく、置き去りにされている感があった。必要なければ、2部制にしてワークショップ以降は会場参加者だけで進めていただくのがよい。	・WEB参加者への説明や配慮が不十分であった。今後の部会の開催方法の参考とさせていただく。
中部地方整備局		・WEBで参加したが、ワークショップでは各班の討議が垂れ流しで入ってくるだけで何もわからなかった。また、各班の発表でも、発表していることはわかるが、発表内容が見えないなどWEB参加者に対する配慮がなかった。WEBでの対応が不可ならば、WEB参加者は前半までとするなど考慮して欲しい。	

82

## 4. 今後検討が必要な事項

### ◆令和6年度 第23回作業部会 (3/3)

構成機関	分類	意見等	対応案
		・今回のテーマでは、日頃港湾に携わっていない部署は、ワークショップに参加しても何も意見をできないし、場合によっては、何を言っているのかわからない。協議会としては、議論する必要のある内容であるので、テーマとして問題ないが、開催案内時に内容に併せて配慮いただきたい。	
第四管区海上保安本部	作業船の津波リスクの軽減	・南海トラフ地震等の広域災害では、被災地域外の作業船の把握がなされた上で、最大どの程度の作業船が派遣されるかを基に、必要な係留場所の確保を検討するべきだが、被災状況により一隻も派遣されないことが想定される。湾内を定係港としている作業船を津波被害から守ること、その作業船を耐震強化岸壁付近に係留させることを検討すべき。	・各港において、津波来襲時における作業船のリスク軽減策を検討いただく。
災害協定団体	優先順位の設定	・優先順位の設定では、港湾施設など各種状況を把握することで総合的に判断するとあるが、項目が多くて具体的に何を最優先するかが見えない。ある程度の考え方、指標を示さないと、各機関の思い込みにより、まとまりにくくならないか。	・優先順位の設定方法については、検討条件の重み付けなどを検討する。

83

## 4. 今後検討が必要な事項

### ◆令和6年度 第24回作業部会 (1/3)

構成機関	分類	意見等	対応案
港湾管理者	代替のアクション	・1つのアクションが実施できないとその後のアクションが滞る可能性がある。代替のアクションを用意してもよいのでは。	・アクションが滞る可能性の有無を確認し、必要に応じてカードの改良など対策を検討する。
直轄事務所	港湾防災情報システムの使い方	・港湾防災情報システムの「名簿画面」は、どのような使い方をするものなのか不明。	・協議会内での活用を検討する。(推進課題)
災害協定団体	優先順位の決定方法等	・丸の数により優先順位を決定する方法は短絡的。項目の性質や災害対応時の重みが異なる。	・優先順位の設定方法については、検討条件の重み付けなどを検討する。
第四管区海上保安本部	優先順位の協議・調整における参集	・優先順位の協議・調整方法として、電子メールや参集とあるが、「参集」は発災後48時間以内では交通がマヒして困難であることが予想される。「参集(Web会議システムを含む)」等とすることを検討いただきたい。	・災害時の関係者の参集には、Web会議システムを含むこととすることを検討する。
災害協定団体	情報の共有方法	・Web会議や港湾防災情報システムは迅速な情報収集に有効であるが、Webでの参加機関には検討過程がブラックボックスとなり情報共有ができない。情報の種類によっては、ホワイトボードを使用して状況の変化を共有しないと結果的に検討・調整に時間を要することにならないか。	・情報の共有方法について再検討とする。
港湾管理者	緊急輸送用岸壁の設定訓練	・訓練は限られた時間の中で行う必要があり、事前に被災状況や使用可能な岸壁などを判断するために必要な資料を用意いただいたが、これらを判断するための訓練も有意義である。	・訓練内容の検討にあたり参考とする。

84

## 4. 今後検討が必要な事項

### ◆令和6年度 第24回作業部会 (2/3)

構成機関	分類	意見等	対応案
港湾管理者	訓練の進め方	・訓練時間の制限上、仕方ないが、進行が早く、ついていけない手順があった。	・訓練の実施検討にあたり参考とする。
港湾管理者	訓練の流れの明示	・発災時の実務の流れを把握・共有することができた。事務局から付与情報をメールでいただいたが、本機関が回答すべき内容であると理解するまでに時間を要した。訓練の流れとして「条件メール送付→港湾空港部窓口開設メール送付→機関側窓口報告メール返信」といった形で事前に明示していただけるとよい。	・訓練実施時には、訓練の流れについても丁寧に説明していく。
中部運輸局	説明会欠席者へのフォロー	・事前説明会に参加できなかったが、欠席者に対するフォロー(事前説明会の要点を記載した資料の送付等)があるとよい。	・訓練実施において説明会欠席者に対するフォローを実施する。
第四管区海上保安本部	訓練の実施方法	・事務局が用意した被害情報を港湾防災情報システムに登録したが、訓練効果を上げるため、各機関が被害状況等を用意し、ある程度ブラインド形式で実施することも必要である。 ・初期のフェーズでは、各港において避難勧告、その後の港の状況において航泊禁止措置が各港長からなされることから、これら情報も共有する必要がある。	・訓練実施において参考とする。
直轄事務所	メール等が使用不可の場合の対応	・メールや港湾防災情報システムが使用不可の場合、混乱することが想定される。	・そのような状況下での訓練実施も検討していく。(推進課題)

85

## 4. 今後検討が必要な事項

### ◆令和6年度 第24回作業部会 (3/3)

構成機関	分類	意見等	対応案
直轄事務所	港湾管理者との連携	・今回、名古屋港では港湾管理者と直轄事務所での調整状況が見受けられたが、四日市港等では各機関単独で港湾空港区に報告している。実際の災害時には、港湾管理者と直轄事務所との調整が必要であり、調整して決定していくやり方や港湾管理者との連携体制を構築する必要があると感じた。	・短時間の訓練のため、各手順に十分な時間がとれなかった面もあるが、今後の訓練では、決められた手順に従い、各機関が連携して対応することを確認していく。
直轄事務所	実践的な訓練の実施	・訓練参加者の多くはメールの返信内容を事前に用意し訓練で送信するだけになっている気がする。本機関では一切そうせずリアルにメールを送信した。訓練で実施できない事案もあり、災害時には想定以上に混乱し時間を要することを訓練で想定してはどうか。	・事前に訓練内容を確認し準備いただくこともひとつの訓練であると考えている。今後の訓練では、より実際に近い状況をつくり、訓練を実施するなど実践的な訓練となるように検討していく。
第四管区海上保安本部	構成機関訓練と連携した訓練の実施	・当本部では定期的に地震災害対策本部運営訓練を実施している。来年度以降、当本部と伊勢湾BCP作業部会が連携した訓練の実施を調整できればと思う。	・海上保安本部訓練と連携した訓練実施を検討していく。
災害協定団体	港湾管理事務所の参加	・迅速に現場状況を把握するため、伊勢湾BCPに各港の港湾管理事務所の参加も検討してほしい。	・港湾管理者との相談の上、港湾管理事務所の参加を検討する。

86

## 4. 今後検討が必要な事項

### ◆令和6年度 第25回作業部会 (1/1)

構成機関	分類	意見等	対応案
第四管区海上保安本部	港湾防災情報システムの改善	・港湾防災情報システムの機能改善を要望しているが、作業の進捗状況等を今後の作業部会で報告いただきたい。	・作業部会等において、港湾防災情報システムの改善状況を報告していく。
愛知県	課題の検討	・各港における作業船係留場所の確保の検討や記者発表を行う際の公表資料の作成、公表の方法等について検討が進められたことは、円滑な航路啓開や被災後の情報展開において有効である。	・各港における作業船係留場所の候補地は、ワークショップでの検討結果を踏まえて、港湾管理者による事前検討をお願いする。また、公表資料様式を使用した訓練等を実施していく。
第四管区海上保安本部	今後の訓練計画	・広域連携体制の構築から啓開作業までを通した訓練実施を計画していただきたい。人事異動による担当者変更となった場合、一部のフェーズのみの訓練では全体を把握しづらいため。	・訓練計画の検討にあたり参考とする。
中部地方整備局(道路部)	道路啓開との連携	・アクションカードを整理すること自体に反対はないが、道路啓開との時間軸が違うことや目的が若干ずれていると感じている。例えば能登半島地震の事例のように道路啓開が内陸から実行できない場合、どの港を出れば自衛隊の力を借りて道路啓開を進めることができるのか、港湾関係者と道路関係者との情報共有を港湾部と道路部で行うのか、県ブロックレベルで行うのかなど調整を行い、タイムラインを共有した上でアクションカードやファーストミッションメニューの作成が必要と考える。	・中部地方整備局道路部と道路啓開との連携等についての調整の上、検討を進める。

87